

# ○西尾市のあらまし

## 1 市の概要

(1) 位 置 東 経 (最東) 137度10分19秒 (最西) 136度58分34秒  
北 緯 (最北) 34度54分50秒 (最南) 34度42分49秒  
※緯度・経度：世界測地系

(2) 面 積 1 6 1 . 2 2 km<sup>2</sup>

(3) 人 口 1 7 0 , 2 2 8 人 (令和5年4月1日現在)  
男 8 6 , 2 7 2 人 女 8 3 , 9 5 6 人  
6 7 , 3 9 1 世帯

(4) 人口密度 1 , 0 5 5 人 (令和5年4月1日現在)

(5) 市制施行 昭和28年12月15日 県下14番目

(6) 市 章 結び井桁 旧西尾町が明治22年に町制施行以来使用してきたものを、市制施行後も引き続き使用し、昭和40年に市章として定めたものです。この結び井桁は、旧西尾城主大給松平氏の道中目印として使用していたものと伝えられ、整然とした市街地と市民の団結を象徴しています。



(7) 市 の 花 ば ら ばらは、平和と幸福のシンボルとされています。市民一人ひとりに幸せな暮らしの花を咲かせようと願いを込めて、昭和38年に市民から公募して選びました。

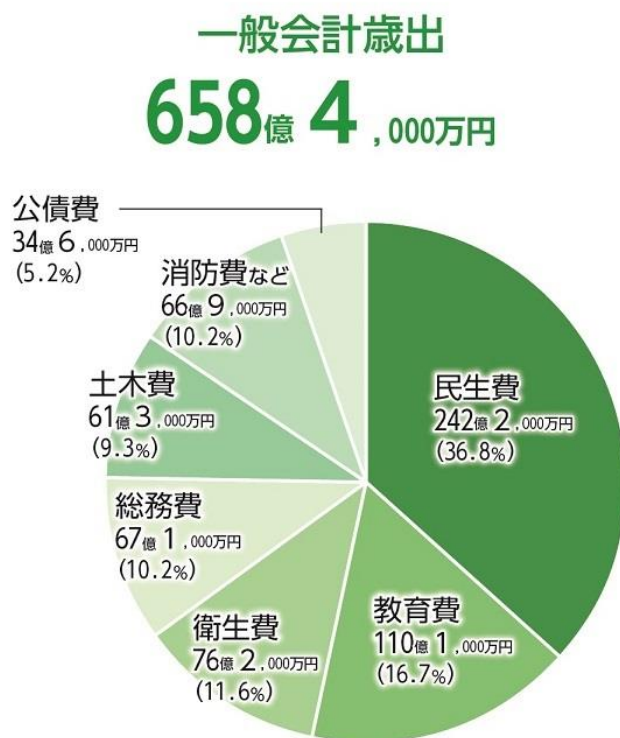
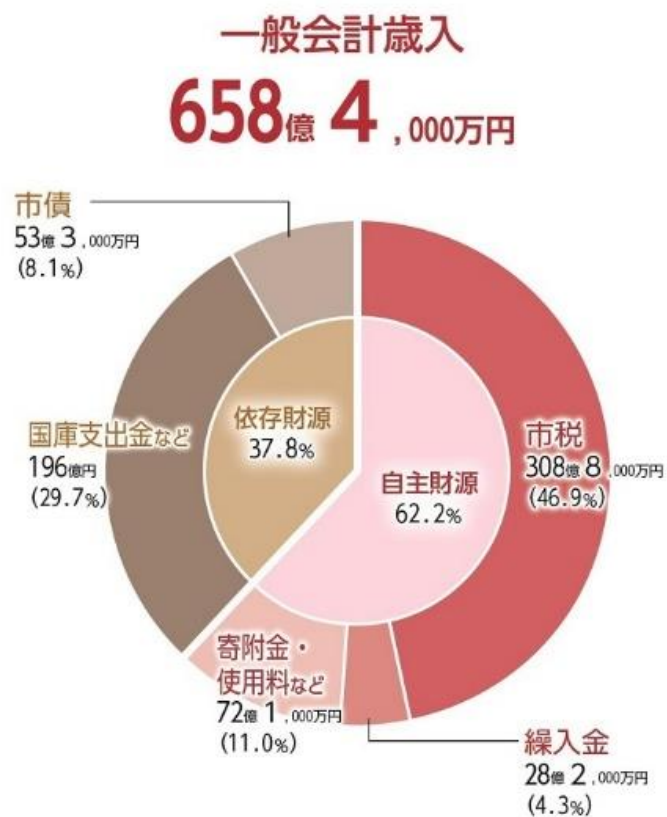


(8) 市 の 木 くすのき みどり豊かな美しいまちづくりをめざし、昭和46年に市民から公募して選びました。



## 2 予 算（令和5年度）

### （1）一般会計



## ■ 健康福祉部関係予算

(歳出)

(千円)

項	5年度当初予算	4年度当初予算	比較	構成比
社会福祉費	11,299,953	11,250,707	49,246	39.91
児童福祉費	11,552,468	11,374,231	178,237	40.81
生活保護等費	1,367,105	1,333,970	33,135	4.83
保健衛生費	4,089,811	4,650,742	-560,931	14.45
歳出合計	28,309,337	28,609,650	-300,313	100

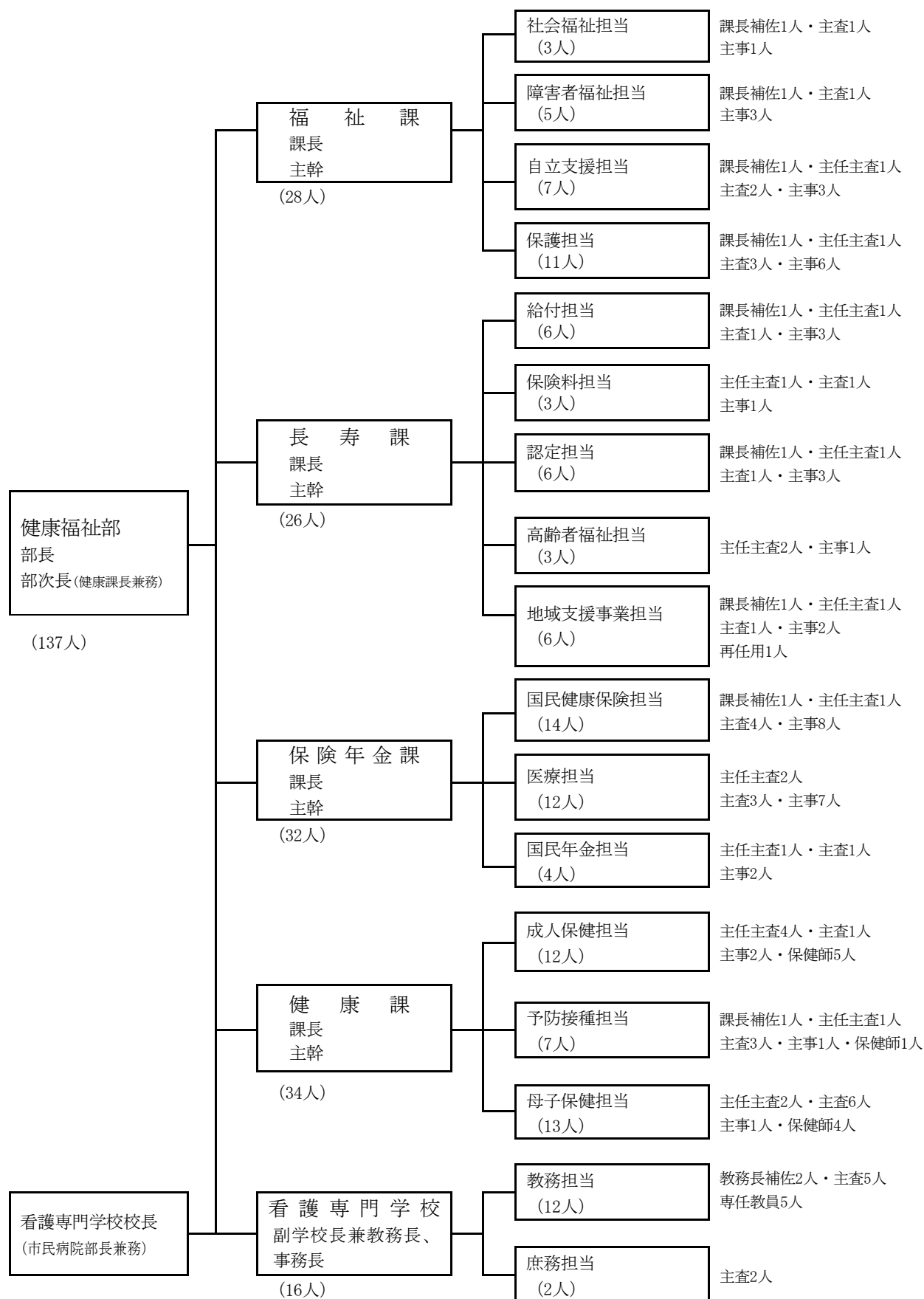
## (2) 特別会計

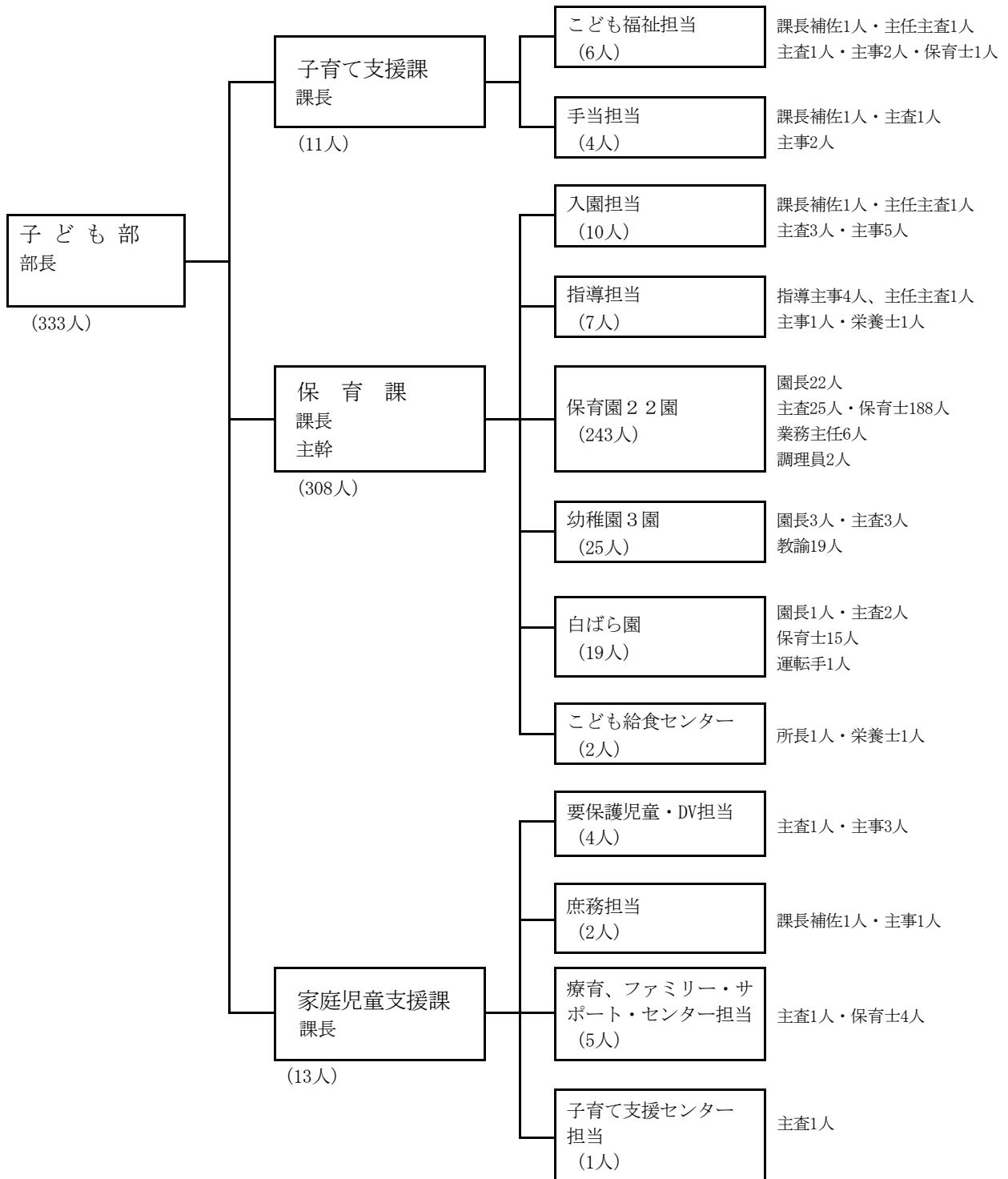
(千円)

会計名	5年度当初予算
国民健康保険	15,845,257
介護保険	12,640,145
後期高齢者医療	2,716,634
佐久島診療所事業	50,455

### 3 組織と人員

令和5年4月1日現在





## 4 事務分掌

### <健康福祉部>

#### 福祉課

- (1) 身体障害者福祉に関する事。
- (2) 知的障害者福祉に関する事。
- (3) 精神障害者福祉に関する事。
- (4) 障害者自立支援に関する事。
- (5) 障害児通所支援に関する事。
- (6) 心身障害者扶養共済制度に関する事。
- (7) 総合福祉センターに関する事。
- (8) いきいきセンターに関する事。
- (9) 各種障害者（児）手当に関する事。
- (10) 戦傷病者、戦没者遺族等の援護に関する事。
- (11) 災害見舞金等に関する事。
- (12) 日本赤十字社に関する事。
- (13) 献血推進に関する事。
- (14) 更生保護団体の育成に関する事。
- (15) 西尾市社会福祉協議会との連絡調整に関する事。
- (16) 西尾市障害者虐待防止センターに関する事。
- (17) 社会福祉法人の設立認可及び指導監査に関する事。（他課に属さないものに限る。）
- (18) 生活保護に関する事。
- (19) 行旅病人及び行旅死亡人に関する事。
- (20) 民生委員・児童委員に関する事。
- (21) 中国残留邦人等に対する支援給付に関する事。
- (22) 生活困窮者自立支援に関する事。
- (23) その他部内他課に属しない事。

#### 長寿課

- (1) 高齢者福祉に関する事。
- (2) 高齢者福祉施設に関する事。
- (3) 西尾市シルバー人材センターの育成に関する事。
- (4) 老人福祉施設に関する事。
- (5) 社会福祉法人の設立許可及び指導監査に関する事。（他課に属さないものに限る。）
- (6) 介護認定審査に関する事。
- (7) 介護保険料の賦課調定に関する事。
- (8) 介護保険料の徴収及び滞納処分に関する事。
- (9) 介護保険の被保険者に関する事。
- (10) 介護保険の給付に関する事。
- (11) 介護保険の地域支援に関する事。

- (12) 地域包括支援センターの総括及び支援に関すること。
- (13) その他介護保険制度に関すること。

### **保険年金課**

- (1) 国民健康保険税の賦課調定に関すること。
- (2) 国民健康保険税の納期限延長及び減免に関すること。
- (3) 国民健康保険の各種届出に関すること。
- (4) 保険給付に関すること。
- (5) 診療報酬請求書の事務審査に関すること。
- (6) 被保険者の取扱いに関すること。
- (7) 国民健康保険運営協議会に関すること。
- (8) 被保険者の特定健康診査等に関すること。
- (9) 福祉年金に関すること。
- (10) 拠出年金に関すること。
- (11) 国民年金の各種届出に関すること。
- (12) その他国民年金に関すること。
- (13) 子ども医療費の支給に関すること。
- (14) 障害者医療費の支給に関すること。
- (15) 精神障害者医療費の支給に関すること。
- (16) 母子家庭等医療費の支給に関すること。
- (17) 後期高齢者福祉医療費の支給に関すること。
- (18) 後期高齢者医療に関すること。
- (19) 養育医療の給付に関すること。

### **健康課**

- (1) 予防接種に関すること。
- (2) 感染症に関すること。
- (3) 母子保健に関すること。
- (4) 生活習慣病の予防に関すること。
- (5) 健康づくりに関すること。
- (6) 健康づくり推進員及び健康づくりボランティアの育成指導に関すること。
- (7) 保健センターの管理及び運営に関すること。
- (8) 西尾市民げんきプラザの管理及び運営に関すること。
- (9) 子育て世代包括支援センターに関すること。
- (10) 休日診療所の管理及び運営に関すること。
- (11) 佐久島診療所の管理及び運営に関すること。
- (12) 自殺対策に関すること。
- (13) 保健師の統括に関すること。
- (14) その他保健衛生に関すること。

### **看護専門学校**

- (1) 教育課程に関すること。
- (2) 教務に関すること。

- (3) 施設等の管理に関する事。
- (4) 学校庶務に関する事。

## <子ども部>

### 子育て支援課

- (1) 児童福祉の調査及び調整に関する事。
- (2) 児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当及び遺児手当に関する事。
- (3) 児童クラブに関する事。
- (4) 児童館及びこどもひろばに関する事。
- (5) 出産・子育て応援給付金に関する事。
- (6) その他部内他課に属しない事。

### 保育課

- (1) 公立保育園に関する事。
- (2) 私立保育園の育成指導に関する事。
- (3) 幼保一体化に関する事。
- (4) 認定こども園に関する事。
- (5) 児童発達支援センターに関する事
- (6) 給食に関する事。

### 保育園

- (1) 保育の利用に関する事。
- (2) 保育園の管理に関する事。

### 白ばら園

- (1) 療育の実施に関する事。
- (2) 児童発達支援センターの管理に関する事。

### 家庭児童支援課

- (1) 要保護児童対策に関する事。
- (2) 家庭児童相談室に関する事。
- (3) 母（父）子及び寡婦の福祉に関する事。
- (4) ドメスティック・バイオレンスの総合相談窓口に関する事。
- (5) 地域子育て支援拠点事業に関する事。
- (6) ファミリー・サポート・センターに関する事。
- (7) 療育センターに関する事。



# ○高齢者福祉（長寿課）

老人福祉法には、「老人は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ、豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障されるものとする。」と、定められています。この基本理念に基づいて、その心身の健康の保持と生活の安定をはかるために、いろいろな福祉施策を行っています。

## 高齢者人口

年齢(歳)	65～69	70～74	75～79	80～84	85～89	90～94	95～	計
人口 R4.4.1	9,784人	11,978人	8,546人	6,464人	4,431人	2,097人	665人	43,965人
人口 R5.4.1	9,381人	11,384人	9,234人	6,637人	4,433人	2,182人	676人	43,927人

## 1 在宅福祉事業

### (1) 生活支援事業

#### ア 緊急通報システム設置

ひとり暮らし高齢者や重度身体障害者で身体機能低下などのため転倒の危険がある方や、心臓疾患などのために急に動けなくなる危険がある方に対し、緊急通報装置一式を貸与します。

	令和4年3月31日現在	令和5年3月31日現在
設置台数	104台	91台

#### イ 高齢者配食サービス

65歳以上の高齢者世帯で安否確認の必要な方に、週1回～週7回食事を配達します。

利用券交付者数	令和3年度	令和4年度
	536人	596人

#### ウ 佐久島いきいきサービス

閉じこもり予防を目的に佐久島在住の高齢者に健康体操等を行います。

延べ利用者数	令和3年度	令和4年度
	480人	459人

#### エ 高齢者タクシー利用支援

高齢者が通院や買い物等のために利用するタクシー料金の一部を助成します。

利用券交付者数	令和3年度	令和4年度
	727人	763人

## (2) 敬老事業

多年にわたり社会の発展に貢献された高齢者を対象に敬老会を開催し、感謝の意を表すとともに、その長寿を祝い敬老金品を支給しています。

### 令和3年度

年齢区分	人員 (人)	祝金(円/人)	祝品	敬老事業委託料(円/人)	敬老会開催補助金(円/人)
満80歳以上	14,579人	—	—	1,000円	—
満80歳以上	2,110人	—	—	—	400円
数え88歳	898人	10,000円	—	—	—
数え100歳以上	159人	10,000円	お茶詰め合わせ		

### 令和4年度

年齢区分	人員 (人)	祝金(円/人)	祝品	敬老事業委託料(円/人)	敬老会開催補助金(円/人)
満80歳以上	14,949人	—	—	1,000円	—
満80歳以上	2,781人	—	—	—	400円
数え88歳	977人	10,000円	—	—	—
数え100歳以上	161人	10,000円	お茶詰め合わせ		

### (3) 健康増進・社会参加事業

#### ア 老人クラブ

老後の生活を健全で豊かなものにしようとする自主的な集まりで、会員は概ね60歳以上です。個々の老人クラブでは、民謡、踊り、グラウンド・ゴルフ等、会員の健康保持と親睦をはかるための行事が積極的に行われています。

また、単位クラブの連合として、市老人クラブ連合会が組織されています。

	令和4年4月1日現在	令和5年4月1日現在
クラブ数	91クラブ	78クラブ
会員数	8,433人	6,417人

#### イ シニアグラウンド・ゴルフ大会、ゆうあいスポーツ大会

概ね60歳以上の人に対し、高齢者の健康増進と仲間とのふれあいを深めるため、大会を行っています。

#### ウ 高齢者趣味の作品展

概ね60歳以上の人、絵画、書道、手芸、工芸品等の長年の経験と趣味を生かして作りあげた作品の展示会を開いています。

#### エ 芸能文化発表会

概ね60歳以上の人による、民謡、詩吟、舞踊など芸能文化の発表会を行っています。

#### オ 老人福祉大会

高齢者の福祉向上のため、毎年開催します。

## 2 施設福祉事業

### (1) 老人福祉センター

- (ア) 所在地 西尾市花ノ木町2丁目1番地
- (イ) 延床面積 897.70㎡

### (2) 一色老人福祉センター

- (ア) 所在地 西尾市一色町前野新田48番地3
- (イ) 延床面積 811.82㎡

### (3) 老人の家

#### ア 老人の家鶴城会館

- (ア) 所在地 西尾市末広町10番地
- (イ) 延床面積 259.20㎡

**イ 横須賀老人憩の家**

- (ア) 所在地 西尾市吉良町上横須賀宮腰 87 番地 2  
(イ) 延床面積 182.12 m<sup>2</sup>

**ウ 津平老人憩の家**

- (ア) 所在地 西尾市吉良町津平中谷 76 番地  
(イ) 延床面積 174.72 m<sup>2</sup>

**エ 吉田老人憩の家**

- (ア) 所在地 西尾市吉良町吉田離島 17 番地  
(イ) 延床面積 176.87 m<sup>2</sup>

**オ 荻原老人憩の家**

- (ア) 所在地 西尾市吉良町荻原大道通 18 番地 1  
(イ) 延床面積 182.91 m<sup>2</sup>

**カ 白浜老人憩の家**

- (ア) 所在地 西尾市吉良町富好新田紺屋堀 6 番地 1  
(イ) 延床面積 184.06 m<sup>2</sup>

**キ 東幡豆老人憩の家**

- (ア) 所在地 西尾市東幡豆町中尾 36 番地  
(イ) 延床面積 337.64 m<sup>2</sup>

**ク 幡豆老人憩の家**

- (ア) 所在地 西尾市西幡豆町前田 35 番地  
(イ) 延床面積 332.25 m<sup>2</sup>

**ケ 鳥羽老人憩の家**

- (ア) 所在地 西尾市鳥羽町耆丁田 32 番地 2  
(イ) 延床面積 294.30 m<sup>2</sup>

**(4) 高齢者交流広場**

**ア さくら会館**

- (ア) 所在地 西尾市桜町 2 丁目 35 番地  
(イ) 延床面積 706.46 m<sup>2</sup>

**イ 平坂ことぶき会館**

- (ア) 所在地 西尾市平坂町山崎 26 番地 4  
(イ) 延床面積 127.40 m<sup>2</sup>

**ウ 寺津福祉会館**

- (ア) 所在地 西尾市寺津町天王山 27 番地  
(イ) 延床面積 125.32 m<sup>2</sup>

**エ 福地福祉会館**

- (ア) 所在地 西尾市齊藤町向縄4番地1  
(イ) 延床面積 124.71㎡

**オ 伊文福祉会館**

- (ア) 所在地 西尾市伊文町16番地  
(イ) 延床面積 150.23㎡

**カ とくつぎ福祉会館**

- (ア) 所在地 西尾市徳次町宮廻10番地1  
(イ) 延床面積 145.40㎡

**キ 一色いきいき健康プラザ**

- (ア) 所在地 西尾市一色町中外沢上羽瀬11番地1  
(イ) 延床面積 172.28㎡

**(5) 寺津シルバーパーク**

- (ア) 所在地 西尾市寺津町飛越48番地1  
(イ) 敷地面積 2,018.09㎡

# ○介護保険（長寿課）

## 1 介護保険制度の目的

日本は、急速に高齢化が進み、21世紀のなかばには3人に1人が65歳以上という本格的な高齢社会を迎えます。

高齢者の増加とともに介護を必要とする人はますます増え、それを支える家族にも大きな負担がかかります。

介護期間の長期化や介護者の高齢化、核家族化による高齢者世帯の増加などから介護の負担を社会全体で支え合おうとする制度が介護保険です。

## 2 被保険者数

(1) 総人口 170,228人（令和5年4月1日現在）

(2) 所得段階別第1号被保険者数 令和5年4月1日現在

第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階	第10段階	第11段階	第12段階	第13段階	合計
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
3,841	2,860	2,216	5,652	8,299	7,954	6,682	3,211	951	647	691	204	611	43,819

(3) 要介護（要支援）認定者数 令和4年4月1日現在

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
第1号被保険者	1,095人	744人	1,585人	1,068人	853人	842人	448人	6,635人
第2号被保険者	12人	24人	25人	23人	30人	20人	19人	153人
合計	1,107人	768人	1,610人	1,091人	883人	862人	467人	6,788人

要介護（要支援）認定者数 令和5年4月1日現在

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
第1号被保険者	1,245人	700人	1,610人	1,018人	809人	809人	458人	6,649人
第2号被保険者	16人	26人	27人	28人	22人	20人	21人	160人
合計	1,261人	726人	1,637人	1,046人	831人	829人	479人	6,809人

## 3 要支援・要介護の認定申請

介護サービスを必要とする人のために、随時、認定申請の受付を行っています。

居宅介護支援事業者・介護保険施設に、申請を代行してもらうこともできます。

認定申請延人数 令和3年度 4,854人 令和4年度 6,071人

#### 4 要支援・要介護の認定

要支援・要介護の認定申請を受けて、認定審査を西尾市介護認定審査会に依頼し、その結果に基づき認定をしています。

		令和3年度	令和4年度
審査会の開催回数		151回	177回
認定者数計		延 4,439人	延 5,689人
介護度別人数	非該当	69人	73人
	要支援1	653人	1,002人
	要支援2	409人	577人
	要介護1	1,077人	1,295人
	要介護2	655人	847人
	要介護3	521人	626人
	要介護4	632人	716人
	要介護5	423人	553人

#### 5 介護保険料の賦課調定

(1) 基準額(令和5年度) 月額5,300円

(2) 所得段階別月額保険料

所得段階	月額保険料額
第1段階	1,325円(基準額×0.25)
第2段階	2,120円(基準額×0.40)
第3段階	3,445円(基準額×0.65)
第4段階	4,770円(基準額×0.90)
第5段階	5,300円(基準額×1.00)
第6段階	6,095円(基準額×1.15)
第7段階	6,625円(基準額×1.25)
第8段階	7,950円(基準額×1.50)
第9段階	8,745円(基準額×1.65)
第10段階	9,275円(基準額×1.75)
第11段階	9,805円(基準額×1.85)
第12段階	10,865円(基準額×2.05)
第13段階	13,250円(基準額×2.50)

(3) 調定額及び収納額(現年度分)

	令和3年度		令和4年度	
	調定額	収納額	調定額	収納額
特別徴収	2,700,262,385円	2,702,468,200円	2,703,782,915円	2,706,239,345円
普通徴収	194,092,765円	187,818,130円	197,309,970円	190,388,120円
合計	2,894,355,150円	2,890,286,330円	2,901,092,885円	2,896,627,465円

6 介護保険の給付実績

令和3年度

介護保険給付の種類		決算額	
介護サービス費	居宅介護サービス等給付	3,590,677,794円	9,965,400,497円
	地域密着型介護サービス等給付	1,656,052,482円	
	施設介護サービス給付	4,150,068,777円	
	居宅介護福祉用具購入	13,495,606円	
	居宅介護住宅改修	29,902,395円	
	居宅介護サービス計画等給付	525,203,443円	
介護予防サービス費	介護予防サービス等給付	202,822,881円	284,597,526円
	地域密着型介護予防サービス等給付	9,145,101円	
	介護予防福祉用具購入	4,314,585円	
	介護予防住宅改修	15,943,741円	
	介護予防サービス計画等給付	52,371,218円	
高額介護サービス等費		224,490,389円	
高額医療合算介護サービス等費		26,283,828円	
審査支払手数料		5,690,801円	
特定入所者介護・介護予防サービス等費		269,220,323円	
合 計		10,775,683,364円	

令和4年度

介護保険給付の種類		決算額	
介護サービス費	居宅介護サービス等給付	3,451,700,608円	10,001,647,617円
	地域密着型介護サービス等給付	1,659,229,355円	
	施設介護サービス給付	4,337,881,335円	
	居宅介護福祉用具購入	12,530,555円	
	居宅介護住宅改修	22,342,911円	
	居宅介護サービス計画等給付	517,962,853円	
介護予防サービス費	介護予防サービス等給付	216,216,938円	305,640,138円
	地域密着型介護予防サービス等給付	11,320,346円	
	介護予防福祉用具購入	4,050,758円	
	介護予防住宅改修	17,133,021円	
	介護予防サービス計画等給付	56,919,075円	



介護保険給付の種類	決 算 額
高額介護サービス等費	216,290,307円
高額医療合算介護サービス等費	26,755,505円
審査支払手数料	5,766,096円
特定入所者介護・介護予防サービス等費	245,056,917円
合 計	10,801,156,580円

介護サービス費・・・介護認定審査で要介護と認定された方へのサービス  
 介護予防サービス費・・・介護認定審査で要支援と認定された方へのサービス

## 7 地域支援事業

### (1) 介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業は、市が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を目指しています。

#### ア 介護予防・生活支援サービス

高齢者の介護予防と自立した日常生活の支援を目的とした事業で、多様な生活支援ニーズに応えるため、従来の介護保険における予防給付サービスの訪問介護（ホームヘルプサービス）と通所介護（デイサービス）と同様のサービスに加えて、市の実情や課題に応じて訪問型サービス、通所型サービスを提供しています。

令和4年度

	サービスの種類	決 算 額
介護 予 防 ・ 生 活 支 援 サ ー ビ ス	訪問介護相当サービス事業	24,573,325円
	訪問サービスA事業	12,396,252円
	訪問サービスC事業	152,580円
	通所介護相当サービス事業	102,339,972円
	通所サービスA事業	33,445,120円
	通所サービスC事業	11,120,581円
	審査支払手数料	438,143円
	高額介護予防サービス費相当事業	175,756円
	人件費	1,514,580円
		186,156,309円

市の直営又は委託により展開している主な事業は、次のとおりです。

(ア) いきいきサービス

閉じこもり予防や高齢者同士の交流の場としてのサービスです。健康チェックや体操、レクリエーション等を行います。

延べ利用者数	令和3年度	令和4年度
	1,789人	2,477人

(イ) 運動器機能向上事業（ころばん教室）

65歳以上の運動器の機能が低下している方を対象に運動指導を行います。

延べ利用者数	令和3年度	令和4年度
	574人	1,083人

(ウ) 口腔機能向上事業（かむかむ訪問）

65歳以上の口腔機能が低下している方を対象に口腔機能のチェックや予防法等の教室・訪問を実施します。

延べ利用者数	令和3年度	令和4年度
	24人	17人

(エ) 認知機能向上事業（くつろぎサロン）

認知症や物忘れなどが気になる方を対象に、脳トレやレクリエーションを行います。

延べ利用者数	令和3年度	令和4年度
	727人	898人

イ 一般介護予防事業

65歳以上のすべての高齢者を対象に、介護予防に関する知識の普及・啓発を行うとともに、地域の身近な場所で介護予防の活動を継続できるように支援しています。

(ア) 地域健康運動事業（シルバー元気教室）

65歳以上の高齢者を対象に、体操、認知症予防、口腔・栄養の講話などを市内のふれあいセンター等を会場に22か所、各会場月2回実施します。

延べ利用者数	令和3年度	令和4年度
	6,021人	8,178人

(イ) ふれあい広場吉良

閉じこもり予防や高齢者同士の交流の場としてのサービスです。健康チェックや体操、レクリエーション等を行います。

延べ利用者数	令和3年度	令和4年度
	799人	1,424人

(ウ) 高齢者通いの場運営事業

ボランティアの方々の運営により、身の回りのことが自分でできる高齢者が集まり、宅老所やサロンを運営して交流を深めています。

設置数	令和3年度	令和4年度
	35か所	42か所

(2) 包括的支援事業・任意事業

(ア) 総合相談事業

地域包括支援センターが地域において安心できる拠点（中核的機関）としての役割を果たすため、様々な相談内容について、総合的に相談できる体制をつくります。

(イ) 権利擁護事業

高齢者が地域で尊厳のある生活を送れるよう、高齢者に対する虐待の防止や、権利擁護のための支援を行います。

(ウ) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

施設・在宅を通じた地域における包括的・継続的なケアを実施するため、関係機関との連携を構築し、地域の介護支援専門員と関係機関との連携を支援します。

(エ) 在宅医療・介護連携推進事業

西尾市在宅医療介護連携支援センターを中心に、医療分野と介護分野の多職種顔の見える関係づくりを推進し、在宅療養者への一体的なサービスの提供体制を構築します。

(オ) 認知症施策推進事業

認知症地域支援推進員を地域包括支援センターに配置し、認知症地域支援・ケア向上事業を企画立案・実施します。また、認知症初期集中支援チームを設置し、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的に行い、自立生活のサポートを行います。

認知症初期集中支援 チームの対応件数	令和3年度	令和4年度
	4件	5件

(カ) 高齢者生活支援体制整備事業

生活支援コーディネーターを配置して、高齢者の多様なニーズや高齢者生活支援の担い手との調整・支援活動などに努め、住民で支え合う地域づくりを目指します。

(キ) 家族介護支援事業（ねたきり高齢者等おむつ支給）

低所得世帯で、ねたきりや認知症でおむつが必要な高齢者を介護している家族に、おむつ等が購入できる券（月額5,500円分）を支給します。

延べ利用者数	令和3年度	令和4年度
	53人	53人

(ク) 認知症サポーター養成事業

認知症になっても地域で安心して暮らせるようにするために、見守り（サポーター）を養成しています。

サポーター養成数	令和3年度	令和4年度
	563人	328人

# ○障害者福祉（福祉課）

## 1 障害者手帳

### （1）身体障害者手帳

手帳は、目、耳、口、手足、心臓、呼吸器などに一定以上の永続する障害のある人に対して、交付されます。

○交付状況

令和5年4月1日現在（人）

区分		1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
肢体	18歳未満	38	24	15	1	9	1	88
	18歳以上	416	555	701	542	232	116	2,562
視覚	18歳未満	1	0	0	0	0	0	1
	18歳以上	92	89	19	19	33	16	268
平衡・聴覚	18歳未満	0	8	9	3	0	4	24
	18歳以上	22	157	53	110	2	128	472
言語・音声	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
	18歳以上	0	1	22	13	0	0	36
内部	18歳未満	9	0	12	2	0	0	23
	18歳以上	858	40	485	428	0	0	1,811
計	18歳未満	48	32	36	6	9	5	136
	18歳以上	1,388	842	1,280	1,112	267	260	5,149
合計		1,436	874	1,316	1,118	276	265	5,285

### （2）療育手帳

おおむね18歳ごろまでに、知的障害のある人（IQがおおむね75以下）に対して、交付されます。

○交付状況

令和5年4月1日現在（人）

区分	18歳未満		18歳以上		計
	男	女	男	女	
重度（A判定）	100	49	244	140	533
中度（B判定）	64	38	177	119	398
軽度（C判定）	196	77	200	78	551
合計	360	164	621	337	1,482

### (3) 精神障害者保健福祉手帳

精神障害のため長期に日常生活または社会生活に制約のある方に対して交付されます。

○交付状況

令和5年4月1日現在 (人)

区分	20歳未満			20歳～39歳			40歳～64歳			65歳以上			計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1級	0	2	2	12	14	26	45	39	84	28	46	74	85	101	186
2級	57	25	82	181	140	321	292	296	588	79	84	163	609	545	1,154
3級	19	9	28	68	46	114	78	61	139	16	12	28	181	128	309
合計	76	36	112	261	200	461	415	396	811	123	142	265	875	774	1,649

## 2 障害者の手当

### (1) 西尾市障害者扶助料

市内に住所を有する人で、「身体障害者手帳」、「療育手帳」及び「精神障害者保健福祉手帳」を所持している障害者に対し、市単独手当として扶助料を支給しています。(平成30年度以降、新規障害者手帳取得時に65歳以上の方は対象外となります。)

※所得制限あり

○受給状況

令和5年4月1日現在

区分	支給月額	受給者数	区分	支給月額	受給者数	区分	支給月額	受給者数		
身体障害者	1級	4,000円	知的障害者	A判定	4,000円	精神障害者	1級	4,000円		
	2級	4,000円					2級	3,000円		
	3級	3,000円					3級	2,000円		
	4級	2,000円		B判定	3,000円		367人			
	5級	2,000円						C判定	2,000円	416人
	6級	2,000円								
計	3,557人	計	1,206人	計	1,509人					

### (2) 特別障害者手当

知的又は身体に重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の20歳以上の人に対し、月額27,980円が支給されます。また、「身体障害者1・2級とIQ35以下」の合併の人には6,850円、「身体障害者1・2級」又は「IQ35以下」の人については1,050円がそれぞれ加算されます。

○受給状況

令和5年4月1日現在

	対象者	支給月額	受給者数
A種	重度の合併(身障1・2級とIQ35以下)	34,830円	26人
B種	身障1・2級またはIQ35以下	29,030円	78人
C種	A・B種と同程度の障害または病状	27,980円	3人
	計		107人

### (3) 障害児福祉手当

知的又は身体に重度の障害があるため、日常生活において常時介護を必要とする在宅の20歳未満の人に対し、月額15,220円が支給されます。また、「身体障害者1・2級とIQ35以下」の合併の人には6,900円、「身体障害者1・2級」又は「IQ35以下」の人については1,150円がそれぞれ加算されます。

○受給状況

令和5年4月1日現在

	対 象 者	支給月額	受給者数
A種	重度の合併（身障1・2級とIQ35以下）	22,120円	28人
B種	身障1級・2級またはIQ35以下	16,370円	58人
C種	A・B種と同程度の障害または病状	15,220円	2人
計			88人

### (4) 特別児童扶養手当（子育て支援課）

20歳未満の重度知的障害児並びに重度の身体障害児の保護者に手当を支給することにより、児童の福祉の増進を図ることを目的としています。 ※所得制限あり

#### ア 対象者

一定の障害のある20歳未満の児童を養育している父母

※障害の程度

(ア) 身体障害児（身体障害者手帳1～3級程度、4級は一部該当）

(イ) 重度知的障害児（おおむね療育手帳A、B判定）

(ウ) 自閉症等により日常生活に著しい制限を受ける者

#### イ 手当額及び支払月

支給月額		支払月
1級	53,700円	4月・8月・11月
2級	35,760円	

#### ウ 受給者数

年度	受給者数	備 考
3年度	533人	令和4年4月30日現在
4年度	550人	令和5年4月30日現在

### (5) 福祉手当（経過措置）

従前の福祉手当の受給資格を有し、20歳以上で特別障害者に該当せず、かつ障害基礎年金も支給されない人に対し、月額16,370円が支給されます。

○受給状況

令和5年4月1日現在

	対 象 者	支給月額	受給者数
B種	身障1級・2級(一部)またはIQ35以下	16,370円	1人

## (6) 愛知県在宅重度障害者手当

県内に住所を有する「身体障害者1・2級とIQ35以下」の合併の人には、月額15,500円、「身体障害者1・2級」又は「IQ35以下」若しくは「身体障害者3級とIQ50以下」の合併の人には、月額6,750円が支給されます。

(特別障害者手当、障害児福祉手当との併給はできません。また、障害者手帳取得時に65歳以上の方は対象外となります。)

## 3 自立支援医療

### (1) 更生医療

身体障害者手帳交付の原因となっている障害に対して、治療すればその障害が軽減され、日常生活の向上が見込まれる人(18歳以上)に、更生医療の給付がされます。

○給付状況

年度	件数	健康保険負担額	更生医療負担額	自己負担額
3	3,207件	1,025,048,556円	84,798,320円	12,898,384円
4	3,157件	960,715,999円	83,616,306円	12,910,335円

### (2) 育成医療

身体障害者手帳交付と同程度の障害に対して、治療すればその障害が軽減され、日常生活の向上が見込まれる児童(18歳未満)に、育成医療の給付がされます。

○給付状況

年度	件数	健康保険負担額	育成医療負担額	自己負担額
3	118件	30,215,800円	1,608,278円	221,922円
4	116件	8,256,351円	6,946,503円	137,766円

### (3) 精神通院医療

精神障害の適正な医療の普及を図るため、精神障害者が病院または診療所に通院して受ける医療の給付がされます。

○給付状況 各年度末における給付件数

区分	令和3年度	令和4年度
男	1,331件	1,411件
女	1,513件	1,604件
計	2,844件	3,015件

### (4) 療養介護医療

療養介護の支給決定を受けている重度の障害者に対し、施設で受ける医療的ケアについて療養介護医療費が給付されます。

○給付状況

年度	実利用者数	支給件数	支給額
3	12人	145件	10,119,342円
4	13人	153件	11,223,461円



## 4 補装具

身体機能の障害によって失われたり、低下した機能を補うための用具の購入・修理にかかる費用を支給します。（世帯の市民税額等により費用の一部が自己負担となります。）

○支給件数

種 別	令和3年度	令和4年度
車 い す	48件	50件
補 聴 器	58件	58件
そ の 他	128件	112件
計	234件	220件

## 5 障害支援区分認定審査会

障害福祉サービスの必要性を明らかにするために障害者の心身の状態を総合的に表す「障害支援区分」の判定を行います。

○令和3年度審査状況（人）

区 分	身体	知的	精神	難病	計
非該当	0	1	0	0	1
区分1	1	10	5	0	16
区分2	8	24	16	0	48
区分3	7	37	4	0	48
区分4	6	61	2	0	69
区分5	7	27	2	0	36
区分6	21	13	0	1	35
計	50	160	42	1	253

○令和4年度審査状況（人）

区 分	身体	知的	精神	難病	計
非該当	0	1	0	0	1
区分1	1	10	1	0	12
区分2	7	16	13	0	36
区分3	9	27	7	0	43
区分4	2	41	6	0	49
区分5	10	13	0	0	23
区分6	18	9	0	0	27
計	47	117	27	0	191

## 6 障害福祉サービス

### (1) 障害福祉サービス

居宅介護、短期入所、生活介護などの障害福祉サービスは、障害者の障害支援区分や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）をふまえ、個別に支給量を決定します。

○令和3年度支給状況

種 別	延利用人数(人)	利用日数等	支給額 (円)	
介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	849	12,554時間	59,949,190
	重度訪問介護	36	4,393時間	13,058,980
	同行援護	145	834時間	3,360,670
	行動援護	20	105時間	495,117
	療養介護	144	4,311日	36,815,290
	生活介護（デイサービス）	4,201	79,331日	786,124,932
	短期入所（ショートステイ）	487	2,273日	19,598,838
	施設入所支援	1,096	33,135日	149,521,820

種 別		延利用人数(人)	利用日数等	支給額 (円)
訓練等給付	自立訓練	15	63 日	913,697
	就労移行支援	586	10,766 日	94,628,479
	就労継続支援	4,010	70,906 日	545,366,703
	就労定着支援	151	198 日	3,915,880
	共同生活援助(グループホーム)	1,572	43,776 日	283,313,878
その他	地域相談支援費(地域移行支援)	0	—	0
	計画相談支援給付費	2,090	—	32,173,900
	高額障害福祉サービス費	23	—	581,615
	特定障害者特別給付費	2,532	—	24,924,003
計		17,957	—	2,054,742,992

○令和4年度支給状況

種 別		延利用人数(人)	利用日数等	支給額 (円)
介護給付	居宅介護(ホームヘルプ)	818	11,990 時間	63,354,699
	重度訪問介護	36	4,363 時間	13,584,150
	同行援護	164	900 時間	4,141,984
	行動援護	15	100 時間	418,912
	療養介護	155	4,711 日	40,101,650
	生活介護(デイサービス)	4,245	79,373 日	791,864,211
	短期入所(ショートステイ)	522	2,758 日	21,610,016
	施設入所支援	1,102	33,374 日	155,574,786
訓練等給付	自立訓練	25	103 日	1,308,448
	就労移行支援	521	9,557 日	102,818,443
	就労継続支援	4,145	73,455 日	562,582,986
	就労定着支援	101	109 日	2,585,143
	共同生活援助(グループホーム)	1,687	46,707 日	313,368,431
その他	地域相談支援費(地域移行支援)	0	—	0
	計画相談支援給付費	2,068	—	32,140,693
	高額障害福祉サービス費	23	—	707,052
	特定障害者特別給付費	2,656	—	24,273,279
計		18,283	—	2,130,434,883

(2) 障害児通所支援(福祉課)

障害者手帳の交付を受けている児童又は、疾病により療育が必要と認められた児童を対象に、介護者や居住の状況などの勘案すべき事項をふまえ、個別に障害児通所給付の支給量を決定し

ます。

○令和3年度支給状況

区 分	延利用人数 (人)	延利用者人数(人)	支給額(円)
児童発達支援	1,730	9,064	130,555,053
医療型児童発達支援	0	0	0
放課後等デイサービス	8,113	51,940	509,850,206
保育所等訪問支援	157	240	2,896,252
障害児相談支援	466	—	9,395,391
高額障害児通所給付費	54	—	1,018,755
障害児施設医療費	0	—	0
計	10,520	61,244	653,715,657

○令和4年度支給状況

区 分	延利用人数 (人)	延利用者人数(人)	支給額(円)
児童発達支援	2,166	12,576	183,839,092
医療型児童発達支援	0	0	0
放課後等デイサービス	9,651	60,959	604,097,415
保育所等訪問支援	258	409	5,406,290
障害児相談支援	529	—	10,522,770
高額障害児通所給付費	52	—	1,331,105
障害児施設医療費	0	—	0
計	12,656	73,944	805,196,672

## 7 地域生活支援事業

障害のある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の実情に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施します。

### (1) 相談支援

障害者、障害児及びその家族等に対する相談や情報提供、障害福祉サービスの利用を支援します。

延べ相談件数

区 分	令和3年度	令和4年度
身体障害	3,841件	4,802件
知的障害	4,504件	4,919件
精神障害	3,926件	3,812件
発達障害	2,166件	2,334件
重症心身障害	1,028件	1,007件

高次脳機能障害	251件	199件
難病	158件	129件
その他	83件	128件
計	15,957件	17,330件

## (2) 成年後見制度利用支援

成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援します。

令和3年度	令和4年度
3件	3件

## (3) 手話通訳者設置

手話通訳者を福祉課に設置し、庁舎内における聴覚障害者のコミュニケーションを支援します。

窓口対応件数

令和3年度	令和4年度
814件	820件

## (4) 手話通訳者・要約筆記者派遣

聴覚障害者が官公庁等の公的機関や医療機関等についての社会生活上必要不可欠な用務等を行う場合に、手話通訳者及び要約筆記者を派遣します。

派遣件数等

区 分	令和3年度	令和4年度
派遣件数	283件	204件
延べ派遣時間	314時間	316時間

## (5) 日常生活用具の給付

障害者(児)が日常生活を容易におくるために必要な用具及び住宅改修費を給付します。

給付状況

区 分	令和3年度	令和4年度
ストマ用具	2,468件	2,433件
紙おむつ	994件	919件
電気式たん吸引器	14件	10件
動脈血酸素飽和度測定装置(パルスオキシメーター)	5件	8件
住宅改修	3件	8件
その他	46件	69件

## (6) 移動支援

屋外での移動に困難がある障害者が円滑に外出できるよう、移動を支援します。

利用状況

区 分	令和3年度	令和4年度
実利用者数	43人	45人
延べ利用時間	2,711時間	2,937時間

### (7) 日中一時支援

家庭の状況により日中において監護する者がいない場合や家族の休息をとるため、一時的に見守りや介護、日中活動の場を提供します。

利用状況

区 分	令和3年度	令和4年度
実利用者数	151人	148人
延べ利用回数	9,476回	8,742回

### (8) 学校生活介助員

身体障害児が豊かな学校生活を送ることができるよう、学校生活介助員を派遣します。

利用状況

区 分	令和3年度	令和4年度
実利用者数	0人	0人
延べ利用回数	0回	0回

### (9) 地域活動支援センター運営

障害者の自立や社会参加の促進、地域生活の支援を図るため、通所による生産活動や創作活動等を行います。(運営は、NPO法人ハートネット西尾に委託、平成22年10月より開所)

利用状況 (延べ人数)

区 分	令和3年度	令和4年度
フリースペース	5,236人	5,309人
生産活動	0人	0人
社会適応訓練	387人	517人
レクリエーション活動	1,150人	1,489人
創作活動	1,202人	1,521人
計	7,975人	8,836人

### (10) 入浴サービス

自力での入浴が困難な在宅の身体障害者に対し、訪問による入浴サービスを提供します。

利用状況

	令和3年度	令和4年度
実利用者数	4人	8人
延べ利用回数	231回	349回

### (11) 身体障害者福祉センター運営

身体障害者福祉センター（西尾市総合福祉センター内）で障害者を対象にスポーツ・レクリエーション教室や芸術・文化講座等を開催します。

講座開催状況

区 分	令和3年度	令和4年度
開催講座数	12講座	17講座
受講者数	93人	149人

### (12) 自動車運転免許取得費助成

身体障害者が就労等に伴い普通自動車免許を取得する場合、取得にかかる費用の一部を助成します。

助成件数

令和3年度	令和4年度
0件	0件

### (13) 自動車改造費助成

身体障害者が就労等に伴い自動車を運転する場合、自動車の改造に要する経費を助成します。

助成件数

令和3年度	令和4年度
6件	6件

### (14) 障害者住宅用火災警報器設置支援

住宅用火災警報器の設置を支援します。

助成件数

令和3年度	令和4年度
13件	13件

### (15) 福祉タクシー

電車、バス等の公共交通機関を利用することが困難な障害者に福祉タクシーチケットを交付します。

対象者 … 身体障害者手帳1～3級所持者、療育手帳A・B判定所持者  
精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者  
(自動車税、軽自動車税減免者除く)

交付枚数 … 1月あたり4枚(週2回以上通院者は追加交付あり)

利用状況

区 分	令和3年度	令和4年度
利用券交付者数	817人	867人
延べ利用枚数	23,885枚	23,385枚

## 8 災害時要援護者家具転倒防止支援事業

災害時における家具の転倒による事故を防止するため、転倒防止金具代と取付作業費を支援します。

助成件数

令和3年度	令和4年度
5件	8件

## 9 小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業

小児慢性特定疾患医療受診券をお持ちの方で、在宅での療養が認められる方に日常生活用具を給付します。

助成件数

令和3年度	令和4年度
0件	1件

# ○児童福祉

## 1 児童手当（子育て支援課）

次代を担う児童の健やかな育ちを支援することを目的としています。

### （1）対象者

15歳到達後最初の3月31日までの間にある児童（中学校修了前の児童）を養育している人に支給されます。

### （2）手当額及び支払月

児童の年齢	支給月額	支払月
3歳未満	15,000円	6月、10月、2月
3歳以上小学校修了前	第1子・第2子 10,000円 第3子以降 15,000円	
中学生	10,000円	

※ 児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上の場合は、特例給付として月額一律5,000円を支給します。ただし、所得が所得上限限度額を超えた場合は支給されません。

※ 「第3子以降」とは、高校卒業まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

### （3）受給者数及び決算額

年度	受給者数	決算額
3年度	13,616人（令和4年2月末日現在）	2,997,580,000円
4年度	13,161人（令和5年2月末日現在）	2,921,125,000円

## 2 出産・子育て応援給付金（子育て支援課）

妊娠の届出や出生の届出を行った妊婦・子育て世帯に対して、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図るため、出産・子育て応援給付金（西尾プレママ祝い金・西尾すこやか祝い金）を支給しています。

### （1）西尾プレママ祝い金

- ア 支給対象者 妊婦
- イ 支給額 50,000円

### （2）西尾すこやか祝い金

- ア 支給対象者 出生した子どもを養育する方
- イ 支給額 第1子 50,000円  
第2子 80,000円  
第3子以降 100,000円



### 3 児童館・児童センター（子育て支援課）

児童に健全な遊び場を与えて、その健康を増進し、情操を豊かにするとともに、その健全な成長を図ることを目的としています。

名 称	開 設 年 月	延床面積	休 館 日	延利用者数		備 考
				3年度	4年度	
中央児童館	S42.4	430.59㎡	月曜日、祝日の翌日 年末年始	10,366人	15,000人	平成23年2月建替
一色児童センター	H17.4	521.08㎡	月曜日、祝日の翌日 年末年始	9,542人	13,570人	
吉良児童館	H7.4	246.47㎡	日曜日、祝日 年末年始	4,888人	6,066人	吉良保健センター内
幡豆児童館	S57.2	198.53㎡	月曜日、年末年始	4,992人	6,028人	幡豆図書館に併設

### 4 児童クラブ（子育て支援課）

就労などにより保護者が不在となる家庭の児童を対象に、遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図ることを目的としています。

児童クラブ名	場 所	開設年月	定 員	延利用者数	
				3年度	4年度
中 央	中央児童館内専用室	S61.4	45人	0人	0人
西 小	西尾小学校内専用室	H24.4	85人	14,463人	15,259人
花 ノ 木	花ノ木小学校内専用室	H14.5	80人	13,431人	12,863人
八 ツ 面	八ツ面小学校内専用室	H17.7	110人	16,200人	18,061人
鶴 城	鶴城小学校内専用室	H20.11	100人	15,525人	15,519人
く す の 木	西野町小学校内専用室	H18.7	20人	5,215人	4,778人
米 津	米津小学校内専用室	H12.4	80人	12,955人	12,908人
中 畑	中畑小学校南（専用室）	H19.7	35人	4,427人	5,050人
平 坂	平坂小学校内専用室	H15.7	80人	15,468人	14,212人
あ す な ろ	矢田小学校内専用室	H19.7	150人	16,597人	15,867人
し お か ぜ	寺津小学校内専用室	H10.4	30人	6,832人	8,227人
福 地 南 部	福地南部小学校内専用室	H20.11	30人	6,005人	5,930人
ホ ク ホ ク	福地北部小学校内専用室	H18.7	25人	6,293人	5,989人
室 場	室場小学校内専用室	H20.11	30人	4,738人	5,260人
み つ わ	三和小学校余裕教室	H16.12	65人	10,494人	11,699人
一 色 中 部	一色中部小学校余裕教室	H17.4	35人	11,126人	11,828人
一 色 東 部	一色東部小学校余裕教室	H17.4	25人	5,300人	5,388人
一 色 西 部	一色西部小学校余裕教室	H17.4	30人	5,640人	5,986人
一 色 南 部	一色南部小学校体育館内控室	H6.4	30人	2,103人	2,043人

児童クラブ名	場所	開設年月	定員	延利用者数	
				3年度	4年度
よこすか	横須賀小学校内専用室	H14.4	55人	9,578人	10,128人
つひら	津平老人憩の家内	H20.7	25人	4,385人	3,839人
おぎわら	荻原小学校内専用室	H18.4	40人	6,908人	5,850人
きらっこ	吉良保健センター内（専用室）	H11.4	60人	4,817人	4,643人
しらはま	白浜小学校内専用室	H20.1	25人	3,374人	3,001人
はずっ子	幡豆小学校体育館内控室	H10.4	35人	5,129人	6,187人
はずっ子東	東幡豆小学校余裕教室	H12.4	45人	3,677人	3,003人
計	26か所		1,335人	210,680人	213,518人

## 5 子ども食堂運営費補助事業（子育て支援課）

地域のボランティアが子どもたちに無料又は安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供する子ども食堂に対して、月額1万円を上限に運営費を補助しています。

	交付団体数	補助総額
3年度	4団体	195,794円
4年度	5団体	600,000円

## 6 ファミリー・サポート・センター（家庭児童支援課）

地域の中で、「子育ての手助けをしてほしい人（依頼会員）」と「子育てのお手伝いができる人（援助会員）」とが会員となり、ファミリー・サポート・センターの仲介により会員が子育ての相互援助活動を有償で行う組織です。

- (1) 開設年月日 平成16年10月1日
- (2) 場 所 花ノ木町2丁目1番地（総合福祉センター内5階）  
電話57-5007
- (3) 開設日及び  
開設時間 月曜日～金曜日（祝日及び年末年始を除く）  
午前8時30分～午後5時

### (4) 組 織

ア 依頼会員と援助会員とで構成する。

(ア) 依頼会員は、西尾市在住、在勤又は在学で、子育ての手助けをしてほしい人。  
対象の子どもは、0歳から小学校6年生まで。

(イ) 援助会員は、西尾市在住で、18歳以上の心身ともに健康で、相互援助活動に関し、理解と熱意を有する人で、子育てのお手伝いをしたい人。

(ウ) 依頼会員と援助会員の両方を兼ねることもできます。

### (5) 援助の内容

ア 通院・看護・冠婚葬祭・学校行事など、子どもが同伴できない場合の預かり。

イ リフレッシュしたいときの一時預かり。

ウ 保育園・幼稚園・小学校・児童クラブなどへの送迎。

エ 保育園・幼稚園・小学校・児童クラブなどの開始前や終了後の子どもの預かり。

(6) 報酬の基準 (活動時間は、午前6時から午後10時までです)

時 間 \ 月日・曜日	月曜日～金曜日	土曜日・日曜日・祝日 12月29日～翌年1月3日
午前7時～午後7時	600円	700円
上記以外の時間	700円	800円

●利用料補助…子育て支援の充実にを図ることを目的に、令和4年4月から開始。

対象…市内在住の依頼会員・両方会員で次のいずれかの世帯

- ・生活保護を受けている世帯      ・市町村民税非課税世帯      ・児童扶養手当受給世帯
- ・小学校就学前の多胎児を養育する世帯

(7) 会員数

区 分	令和3年度末会員数	令和4年度末会員数
依 頼 会 員	821人	813人
援 助 会 員	129人	128人
両 方 会 員	88人	84人
合 計	1,038人	1,025人

(8) 援助活動内容別状況

内 容	令和3年度	令和4年度
保育施設までの送迎	522回	494回
保育施設の保育開始前や保育終了後の預かり	0回	16回
小学校までの送迎	8回	40回
小学校開始前や放課後の預かり	0回	2回
児童クラブまでの送迎	73回	45回
児童クラブ開始前や終了後の預かり	18回	15回
子どもの習い事までの送迎	445回	877回
保育施設・小学校等休み時の預かり	2回	0回
就労の場合の預かり	3回	29回
求職活動中の預かり	0回	1回
冠婚葬祭による外出、他の子どもの学校行事の場合の預かり	8回	8回
買い物等外出の場合の預かり	9回	3回
その他の送迎	0回	6回
その他の預かり	52回	113回
合 計	1,140回	1,649回

## 7 地域子育て支援拠点事業（家庭児童支援課）

### (1) 目的

地域子育て支援拠点事業は、子育て家庭に対する育児不安等についての相談、子育て情報の提供、子育てサークルの育成支援等、子育て家庭に対する育児支援を行うことを目的としています。

### (2) 対象者

未就園の児童（概ね3歳未満の児童）及び保護者

### (3) 事業内容

<p>子育て支援センター やつおもて (八ツ面保育園内)</p>	<p>子育て支援センターよねづ (米津保育園外の南隣)</p>
<p>育児相談 (電話・面接) 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時</p>	<p>育児相談 (電話・面接) 月曜日～金曜日 午前9時～午後3時</p>
<p>子育てサークル等の育成・支援 (ア)親子ふれあい広場 (要予約) 月1～2回火曜日 午前10時～午前11時15分頃 (イ)施設開放 月曜日～金曜日 午前9時～正午 午後1時～午後3時 (ウ)育児講座の開催 (要予約) 年7回程度 ミニ育児講座 随時開催 保健師相談 (随時) 保健師による赤ちゃん相談 月1回 (要予約) 誕生会 月1回 (要予約) 身体測定 月1回 支援センター見学会 (エ)サークル活動日 (登録制) 木曜日 午後1時～午後3時 (オ)子育て支援センターだよりの発行 年4回 (カ)地域支援活動 年2回 (キ)研修の実施 家庭的保育をするものへの支援講座 (ク)保育サポーター情報 必要に応じて紹介</p>	<p>子育てサークル等の育成・支援 (ア)親子ふれあい広場 (要予約) 水曜日 (月1回) 午前10時30分～ 午前11時30分頃 (イ)施設開放 月曜日～金曜日 午前9時～正午、午後1時～午後3時 (ウ)育児講座の開催 (要予約) 年4回程度 ミニ育児講座 随時開催 保健師相談 年4回 (要予約) (エ)サークル活動日 (登録制) 木曜日 午後1時～午後3時 (オ)子育て支援センターだよりの発行 年4回 (カ)地域支援活動 年2回</p>
<p>子育て支援センターいっしき (子育て・多世代交流プラザ内2F)</p>	<p>子育て支援センターきら (横須賀ふれあいセンター内)</p>
<p>育児相談 (電話・面接) 月曜日～金曜日 午前9時～午後3時</p>	<p>育児相談 (電話・面接) 火曜日～金曜日 午前9時～午後3時</p>
<p>子育てサークル等の育成・支援 (ア)親子ふれあい広場 (要予約) 月曜日 (月1回) 午前10時30分～ 午前11時30分頃 (イ)施設開放 月曜日～金曜日 午前9時～正午 午後1時～午後3時 (ウ)育児講座の開催 (要予約) 年4回程度 ミニ育児講座 随時開催 保健師相談 年6回 (要予約) 保健師による赤ちゃん相談 年6回 (要予約) 身体測定 月1回 (エ)サークル活動日 (登録制) 木曜日 午後1時～午後3時 (オ)子育て支援センターだよりの発行 年4回 (カ)地域支援活動 年2回</p>	<p>子育てサークル等の育成・支援 (ア)親子ふれあい広場 (要予約) 月1回 (水曜日) 午前10時30分～ 午前11時30分頃 (イ)施設開放 火曜日～金曜日 午前9時～正午 午後1時～午後3時 (ウ)育児講座の開催 (要予約) 年4回 ミニ育児講座 随時開催 保健師相談 年3回 (要予約) (エ)サークル活動日 (登録制) 木曜日 午後1時～午後3時00分 (オ)子育て支援センターだよりの発行 年4回</p>

<p>つどいの広場 (福祉センター4階こどもひろば内)</p> <p>育児相談(面接) 月曜日・水曜日・金曜日 午前9時～午後3時</p> <p>子育て支援 (ア)親子ふれあい広場(要予約) 金曜日(月1回) 午前10時00分～ 午前11時00分</p> <p>(イ)施設開放 月・水・金曜日 午前9時～午後2時30分</p> <p>(ウ)育児講座の開催(要予約)年3回程度 保健師相談(要予約)年2回</p> <p>(オ)子育て支援センターだよりの発行 年4回</p>	<p>子育て広場はず (幡豆老人憩いの家内)</p> <p>育児相談(面接・電話) 月曜日・水曜日・金曜日 午前9時～午後3時</p> <p>子育て支援 (ア)親子ふれあい広場(要予約) 月曜日(月1回) 午前10時30分～ 午前11時30分</p> <p>(イ)施設開放 月・水・金曜日 午前9時～正午、午後1時～午後3時</p> <p>(ウ)育児講座の開催(要予約)年3回程度 保健師相談(要予約)年2回</p> <p>(オ)子育て支援センターだよりの発行 年4回</p>
<p>寺津こどもひろば (寺津ふれあいセンター内)</p> <p>育児相談(面接) 火曜日～金曜日 午前9時～午後3時</p> <p>子育て支援 (ア)親子ふれあい広場(要予約) 水曜日(月1回) 午前10時00分～ 午前11時00分</p> <p>(イ)施設開放 火曜日～金曜日 午前9時～午後3時</p> <p>(ウ)育児講座の開催(要予約)年3回程度 保健師相談(要予約)年2回</p> <p>(オ)子育て支援センターだよりの発行 年4回</p>	<p>子育て支援センター と～ぶ (私立miraiと～ぶこども園内)</p> <p>育児相談(電話・面接) 月曜日～金曜日 午前9時30分～午後4時 (メール相談) 随時受付</p> <p>子育てサークル等の育成・支援 (ア)親子ふれあい活動(要予約) 年間計画に沿う</p> <p>(イ)施設開放 月曜日～金曜日 午前9時30分～午後0時15分 午後0時45分～午後3時 1日開放 月1回 午前9時30分～午後2時30分</p> <p>(ウ)育児講座の開催(要予約)月3～4回 保健師相談 年2回 身体測定、誕生会</p> <p>(エ)子育てサークル活動(事前予約制) 火・木曜日 午前10時00分～11時30分</p> <p>(オ)子育て支援センターだより 年4回発行 “と～ぶだより” 発行 月1回</p> <p>(カ)地域支援活動 年4回程度</p>

<p>子育て支援センター いぶん (私立伊文保育園内)</p> <p>育児相談(電話・面接) 月曜日～金曜日 午前9時～午後3時 (面接は要予約)</p> <p>子育てサークル等の育成・支援</p> <p>(ア) 親子ふれあい活動 (要予約) 季節の講座 年8回</p> <p>(イ) 施設、園庭開放 月曜日～金曜日 午前9時～正午、午後1時～午後3時 小さな手仕事 月1～2種類</p> <p>(ウ) 育児講座の開催 (要予約)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>親子でEnjoy 各年10回 ・親子英語・親子エアロビク・ベビーエアロビクス</li> <li>子育てママの幸せ講座 年7回 ・ハーバリウム・クリスマスリース等</li> <li>おしゃべり会 (予約不要) 年6回 ・離乳食、保育園入園どうする?等</li> <li>保健師相談 年2回</li> <li>誕生会 月1回</li> <li>身体測定 月2回</li> </ol> <p>(エ) 子育てサークル活動日 木・金曜日</p> <p>(オ) 子育て支援センターだより発行 年4回 “ぶんちゃんめ～る” 発行 月1回</p> <p>(カ) 地域支援活動 年2回</p>	<p>子育て支援センター くさの実 (私立くさの実保育園内)</p> <p>育児相談(電話・面接) 月曜日～金曜日 午前9時～午後3時30分 (面談は要予約)</p> <p>子育てサークル等の育成・支援</p> <p>(ア) 親子ふれあい活動 (要予約) 年間計画に沿う</p> <p>(イ) 施設開放 月曜日～金曜日 午前9時30分～正午、午後1時～午後3時30分</p> <p>(ウ) 育児講座の開催 (要予約) 保健師相談 年2回 おいでよ赤ちゃん 年2回木曜日 (要予約) 遊ぼう会 10月2回、2月2回 (要予約) 木曜講座 月1回 (要予約) お父さん会 年3回 (要予約) 熊丸みつ子さんと遊ぼう 年1回 (要予約)</p> <p>(エ) サークル支援 火曜日・木曜日 午前10時～午後3時</p> <p>(オ) 子育て支援センターだより発行 年4回 “にっこにこ” 発行 月1回</p> <p>(カ) 地域支援活動 年1回</p>
<p>子育て支援センター めぐみ (私立恵保育園内)</p> <p>育児相談(電話・面接) 月曜日～金曜日 午前9時～午後3時 (面談のみ要予約)</p> <p>子育てサークル等の育成・支援</p> <p>(ア) 親子ふれあい広場 (要予約) 年間計画に沿う</p> <p>(イ) 施設開放 月曜日～金曜日 午前9時～正午、午後1時～午後3時</p> <p>(ウ) 育児講座の開催 (要予約) 親子体操、親子リズムダンス、英語で遊ぼう 作って遊ぼう、季節の行事 誕生会 月1回 (予約なし) 保健師相談 年2回</p> <p>(オ) 子育て支援センターだより発行 年4回 “めぐみだより” 発行 月1回</p> <p>(カ) 地域支援活動 年7回程度 (予約なし)</p>	<p>子育て支援センター くまみ (私立熊味こども園内)</p> <p>育児相談(電話・面接) 月曜日～金曜日 午前9時～午後3時</p> <p>子育てサークル等の育成・支援</p> <p>(ア) 親子ふれあい活動 (要予約) 季節行事、園外遊び等年間計画に沿う</p> <p>(イ) 施設開放 月曜日～金曜日 午前9時～正午、午後1時～午後3時</p> <p>(ウ) 育児講座(要予約) 親子体操・リトミック・わらべうた・英語で遊ぼう・バイオリンと遊ぼう・心肺蘇生AED訓練を行う 身体測定 毎週金曜日 午前のみ 保健師相談 年2回 食育相談 月1回</p> <p>(エ) サークル活動日 月1回 木曜日 午前9時～正午</p> <p>(オ) 子育て支援センターだより発行 年4回 “くまみだより” 発行 月1回</p> <p>(カ) 地域支援活動 年2回</p>

<p>子育て支援センターなかばた (私立なかばた保育園内)</p>	<p>子育て支援センターつぼみ (私立矢田つぼみ保育園内)</p>
<p>育児相談 (電話・面接) 月曜日～金曜日 午前9時～午後3時</p>	<p>育児相談 (電話・面接) 月曜日～金曜日 午前9時～正午、午後1時～午後3時</p>
<p>子育てサークル等の育成・支援 (ア)親子ふれあい広場(要予約) 季節行事、園外遊び等年間計画に沿う (イ)施設開放 月曜日～金曜日 午前9時～午前11時45分 午後0時30分～午後2時45分 (ウ)育児講座の開催 (要予約) 親子体操・親子ふれ合い遊び・体力遊び・熊丸みつこ さんと遊ぼう等 年4回 ミニ育児講座 年3回 身体測定、誕生会 保健師相談 年2回  (オ)子育て支援センターだよりの発行 年4回 “なかばただより”発行 月1回 (カ)地域支援活動 年1回</p>	<p>子育てサークル等の育成・支援 (ア)親子ふれあい広場 月1回 (イ)施設開放 月曜日～金曜日 午前9時～正午、午後1時～午後3時 遊戯室開放 木曜日午前10時～午前11時30分  (ウ)育児講座の開催 (要予約) 年間計画に沿う 保健師相談 年2回 (エ)サークル活動 月1回程度(2グループ毎) 金曜日 午前9時30分～午前11時30分 (オ)子育て支援センターだよりの発行 年4回 “ぶくぶくだより”発行 月1回 (カ)地域支援活動 年14回</p>
<p>子育て支援センターにしのみち (私立にしのみち保育園内)</p>	<p>子育て支援センターふくほく (私立福地北部保育園内)</p>
<p>育児相談 (電話・面接) 月曜日～金曜日 午前9時～午後4時</p>	<p>育児相談 (電話・面接) 月曜日～金曜日 午前9時～午後3時</p>
<p>子育てサークル等の育成・支援 (ア)親子ふれあい活動 (要予約) 季節行事、園外遊び等年間計画に沿う (イ)施設開放 月曜日～金曜日 午前9時～正午、午後1時～午後3時 (ウ)育児講座(要予約) 音楽リズム、ベビーマッサージ、つくって遊ぼう、 出張支援、おやつ作り講座、手形アート 身体測定、誕生会 保健師相談 年2回 (エ)サークル活動 月1回 木曜日 午前9時～午前10時30分 (オ)子育て支援センターだよりの発行 年4回 (カ)地域支援活動 年1回</p>	<p>子育てサークル等の育成・支援 (ア)親子ふれあい活動 (要予約) 季節行事、園外遊び等年間計画に沿う (イ)施設開放 月曜日～金曜日 午前9時～正午、午後1時～午後3時 (ウ)育児講座(要予約) 親子体操、ママヨガ、手作りおもちゃづくり 園庭遊び、神社で遊ぼう 保健師相談 年2回 (エ)子育て支援センターだよりの発行 年4回 (オ)地域支援活動 年1回</p>



# ○保育所等（保育課）

## 1 保育所等

保育所等は、児童福祉法及び子ども・子育て支援法の規定に基づき、保護者が仕事や疾病などのため保育を必要とする場合に、その乳幼児を入所させ、保護者にかわって保育をする**児童福祉施設**です。

### （1）保育所等の入所基準

- ア 居宅内、外で労働することを常態としていること。
- イ 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- ウ 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- エ 長期にわたり疾病の状態にある又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること。
- オ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- カ 求職活動を継続的に行っていること。
- キ 市長が認める前各号に類する状態にあること。

### （2）保育所等の利用

入園申込書を受理したときは、入園の適否を調査決定し、その結果を通知します。  
保育期間は、入園基準により確定しますが、最長小学校就学始期までです。

### （3）保育所等の目的

児童福祉法（昭和22年法律第164号）の理念にのっとり、保育を必要とする乳児及び幼児の保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的としています。

## (4) 保育所等一覧表

令和5年4月1日現在

名称	設置区分	設置認可年月日	敷地面積 ㎡	建物面積 ㎡	定員 人	4年度 児童数 人	5年度 児童数 人	備 考
八ツ面	公立	S31. 9. 30	6,080.54	2,029.71	230	191	203	
花ノ木	〃	S30. 4. 1	5,604.03	1,620.72	260	216	199	
寺津	〃	S30. 6. 1	6,677.64	1,289.98	201	170	174	
米津	〃	S30. 6. 1	6,852.98	1,206.70	214	155	158	
室場	〃	S34. 5. 1	5,377.55	1,852.37	124	106	110	
福地南部	〃	S35. 4. 1	5,518.00	1,187.37	140	101	111	
矢田	〃	S39. 4. 1	7,033.10	1,643.88	240	181	156	
三和	〃	S43. 4. 1	7,286.95	1,168.31	179	134	136	
巨海	〃	S44. 4. 1	2,438.46	605.65	78	73	79	
一色	〃	S48. 4. 1	2,730.20	1,114.76	162	143	154	
一色西部	〃	S32.12. 1	4,225.00	1,042.13	112	96	98	
一色南部	〃	S38. 4. 1	2,564.00	1,033.91	129	71	94	
一色東部	〃	S30. 7. 1	3,343.77	1,044.52	157	106	97	
一色中部	〃	S28. 8. 1	2,811.17	694.15	70	61	50	
佐久島	〃	S48. 4. 1		139.00	20	1	2	
横須賀	〃	S26.12. 1	4,414.17	1,140.57	229	217	211	
吉田	〃	S27. 3. 1	3,025.35	510.22	60	37	—	
白浜	〃	S30. 4. 1	5,876.17	1,253.61	101	78	96	
離島	〃	S30. 5.28	2,578.77	627.67	72	51	—	
津平	〃	S31. 4. 1	3,137.39	788.12	89	89	94	
荻原	〃	S32. 4. 1	2,973.00	857.87	105	70	85	
東幡豆	〃	S28. 7. 1	2,838.02	1,045.41	103	77	81	
幡豆	〃	S50. 4. 1	3,599.45	1,023.58	85	66	63	
見影	〃	S48. 4. 1	2,137.33	838.77	82	60	56	
鳥羽	〃	S44. 4. 1	3,568.48	836.95	45	27	17	
計(公立)	24園		102,691.52	26,595.93	3287	2,577	2,524	
恵	私立	S44. 5. 1	4,189.72	1,574.86	210	183	175	
くさの実	〃	H19. 4. 1	1,363.00	739.65	90	103	103	
伊文	〃	H17. 4. 1	6,830.21	1,142.68	175	182	187	H17 民間移管
平坂	〃	H18. 4. 1	6,156.00	1,180.60	140	156	155	H18 民間移管
KIRARA	〃	H18. 4. 1	6,691.26	1,329.44	120	102	121	H18 民間移管
なかばた	〃	H19. 4. 1	5,579.45	1,532.89	151	159	153	H19 民間移管
福地北部	〃	H19. 4. 1	5,616.13	1,389.81	172	132	153	H19 民間移管
矢田つばみ	〃	H23. 4. 1	3,999.58	1,454.56	130	154	152	
にしのまち	〃	R3. 4. 1	5,605.22	1,966.16	243	197	212	R3 民間移管
計(私立)	9園		46,030.57	12,310.65	1,431	1,368	1411	

名 称	設置 区分	設置認可 年 月 日	敷地面積 ㎡	建物面積 ㎡	定員 人	4年度 児童数 人	5年度 児童数 人	備 考
西尾中央幼稚園	私立	R2.4.1	2,893.55	1,853.11	135	127	132	R2認定こども園に移行
mirai と〜ぶこども園	〃	R2.4.1	5,239.53	881.86	107	95	90	R2認定こども園に移行
熊味こども園	〃	R4.4.1	2,882.59	1,136.80	165	195	194	R4認定こども園に移行
吉田みやこ認定こども園	〃	R5.4.1	5,629.87	1,388.43	120	—	65	R5 民間移管に伴い認定こども園に移行
計(認定こども園)	4園		16,645.54	5,260.20	527	417	481	
合 計	36園		165,367.63	44,166.78	5,245	4,362	4,416	

(5) 受け入れ年齢及び特別保育一覧

地域	保育園名 (私) = 私立園	保育年齢	開園時間	特別保育 サービス	TEL FAX
(西尾) 中央部	(私) 幼保連携型認定こども園 西尾中央幼稚園	生後57日以上	午前7時30分～ 午後6時30分	—	54-4141 F 54-4162
	(私) 伊 文	6か月以上	午前7時30分～ 午後7時	子育て支援センター	57-3798 F 57-7196
	(私) 恵	6か月以上	午前7時～ 午後6時30分	一時保育 子育て支援センター	56-2606 F 56-2694
	花ノ木	6か月以上	午前7時30分～ 午後6時30分	—	57-2373 F 57-2390
	(私) くさの実	生後57日以上	午前7時～午後7時	一時保育 子育て支援センター	56-8301 F 56-8361
(西尾) 北部	八ツ面	6か月以上	午前7時30分～ 午後6時30分	休日保育 子育て支援センター	57-3695 F 57-7595
	(私) 幼保連携型認定こども園 熊味こども園	生後43日以上	午前7時～ 午後6時30分	一時保育 子育て支援センター	56-3377 F 56-8883
	(私) K I R A R A	生後57日以上	午前7時30分～ 午後7時30分	病後児保育 こども発達支援 保育所地域活動	56-8810 F 56-9927
	米 津	6か月以上	午前7時30分～ 午後6時30分	子育て支援センター	57-3696 F 57-7578
	(私) にしのまち	6か月以上	午前7時30分～ 午後7時00分	一時保育 子育て支援センター	57-3697 F 57-7096
(西尾) 西部	(私) 平 坂	6か月以上	午前7時30分～ 午後7時30分	—	59-5851 F 59-9881
	(私) なかばた	生後57日以上	午前7時30分～ 午後7時	子育て支援センター	59-6820 F 59-9420
	矢 田	3歳以上	午前7時30分～ 午後6時30分	—	59-6345 F 59-9430
	(私) 矢田つぼみ	生後57日以上	午前7時～午後7時	休日保育 こども発達支援 子育て支援センター	55-4400 F 55-4411
	寺 津	1歳以上	午前7時30分～ 午後6時30分	—	59-6439 F 59-9413
	巨 海	6か月以上	午前7時30分～ 午後6時30分 (※)	—	59-8590 F 59-9412
(西尾) 東部	三 和	6か月以上	午前7時30分～ 午後6時30分	—	52-1169 F 52-2991
	(私) 幼保連携型認定こども園 mirai と〜ぶこども園	生後57日以上	午前7時30分～ 午後7時	子育て支援センター	52-1516 F 52-2934
	室 場	6か月以上	午前7時30分～ 午後6時30分	一時保育	52-1147 F 52-3309

	保育園名 (私) = 私立園		保育年齢	開園時間	特別保育 サービス	TEL FAX
(西尾) 南部	(私)	福地北部	6か月以上	午前7時～午後7時	一時保育 子育て支援センター	57-3804 F 57-7346
		福地南部	3歳以上	午前7時30分～ 午後6時30分	—	56-2286 F 56-3476
一色		一色	6か月以上	午前7時30分～ 午後7時	—	72-1555 F 72-1555
		一色西部	1歳以上	午前7時30分～ 午後6時30分 (※)	一時保育	72-8568 F 72-8568
		一色南部	6か月以上	午前7時30分～ 午後6時30分	—	72-8947 F 72-8947
		一色東部	1歳以上	午前7時30分～ 午後6時30分	一時保育	72-8567 F 72-8567
		一色中部	3歳以上	午前8時～午後4時 (※)	—	72-8358 F 72-8358
吉良		横須賀	6か月以上	午前7時30分～ 午後6時30分	—	35-0154 F 35-0581
	(私)	吉田みやこ認定こども園	6か月以上	午前7時30分～ 午後6時30分	一時保育	65-2371 F 65-2370
		白浜	6か月以上	午前7時30分～ 午後6時30分	一時保育	32-0242 F 32-0242
		津平	6か月以上	午前7時30分～ 午後7時 (※)	—	35-0456 F 35-0456
		荻原	3歳以上	午前7時30分～ 午後6時30分 (※)	—	32-0324 F 32-0324
幡豆		東幡豆	1歳以上	午前7時30分～ 午後6時30分 (※)	—	62-2181 F 62-2181
		幡豆	6か月以上	午前7時30分～ 午後6時30分 (※)	—	62-4302 F 62-4302
		見影	1歳以上	午前7時30分～ 午後7時	—	62-3612 F 62-3612
		鳥羽	3歳以上	午前8時～午後4時 (※)	一時保育	62-2375 F 62-2375

◆通常保育時間

平日・土曜日：午前8時00分～午後4時00分

◆土曜日共同保育

開園時間に (※) のある園では土曜日保育を行わず、別の園で共同保育を行います。

(6) 保育士配置基準

区 分	国 の 基 準 児 童 : 保 育 士	市 の 基 準 児 童 : 保 育 士	(長時間保育保育士) 児 童 : 保 育 士
0 歳 児	3 : 1	3 : 1	5 : 1
1 歳 児	6 : 1	5 : 1	
2 歳 児	6 : 1	6 : 1	
3 歳 児	20 : 1	20 : 1	20 : 1
4 歳 以 上 児	30 : 1	30 : 1	

※長時間保育は、3歳児以上を混合にしてクラス編成し、保育をします。

(7) 保育料・副食費

ア 西尾市保育料・副食費一覧表

令和元年10月1日改定

階層 区分	定 義 (※1)	保育料 (月額)		副食費 (月額) (※2)	
		3歳未満児	3歳以上児		
第1	生活保護法による被保護世帯	0円	0円	0円	
第2	市町村民税非課税世帯	0円			
第3	市町村民税所得割非課税世帯及び市町村民税所得割課税額 48,599円以下	9,000円			
第4	48,600円以上 57,700円未満	12,600円		4,500円 (※3) (ひとり親等世帯のみ0円)	
	57,700円以上 75,000円未満				
第5	75,000円以上 77,101円未満	18,800円		4,500円 (※3)	
	77,101円以上 97,000円未満				
第6	97,000円以上 110,000円未満	21,800円			
第7	110,000円以上 140,000円未満	27,800円			
第8	140,000円以上 169,000円未満	34,800円			
第9	169,000円以上 201,000円未満	40,800円			
第10	201,000円以上 397,000円未満	44,800円			
第11	397,000円以上	46,000円			

(※1) 保育料・副食費を算定する市町村民税所得割課税額の算定には、住宅借入金等特別控除、配当控除、寄付金税額控除等を適用しません。

(※2) 私立保育園・認定こども園の副食費は園にて徴収させていただきます。また、副食費は施設ごとに異なります。

(※3) 土曜日を利用し、給食を受ける場合は、別途1食当たり副食費250円を徴収させていただきます。なお、土曜日の副食費は口座振替できないため、直接園に納付してください。

イ ひとり親世帯または在宅障がい児(者)がいる世帯の保育料、長時間保育料の軽減

令和元年10月1日改定

入園している 児童の順位 (※1)	第2階層	第3階層	第4階層	第5階層以上	
				市民税所得割額 75,000~77,100円	市民税所得割額 77,101円以上 (多子世帯軽減対象外)
第1子	免除	1,600円	1,600円 (※2)	1,600円 (※2)	兄弟姉妹が同時 入園している場 合の保育料、長時 間保育料の軽減 のみ
第2子	免除	免除	免除	免除	
第3子以降	免除	免除	免除	免除	

(※1) 保護者が養育・監護する子ども全員がカウント対象であり、年齢制限はありません。

(※2) 保育料は1,600円となりますが、長時間保育料は5割軽減となります。

ウ 多子世帯の保育料、長時間保育料の軽減

平成29年4月1日改定

入園している 児童の順位 (※)	市民税非課税・市民税所得割額 57,700円未満		市民税所得割額 57,700円以上 (多子世帯軽減対象外)
	第2階層	第3階層 第4階層 (57,700円未 満)	
第1子	保育料一覧表に定める額	保育料一覧表に定める額	兄弟姉妹が同時入園している 場合の保育料、長時間保育料 の軽減のみ
第2子	免除	保育料一覧表 × 0.5	
第3子以降	免除	免除	

※ 保護者が養育・監護する子ども全員がカウント対象であり、年齢制限はありません。

エ 兄弟姉妹が同時入園している場合の保育料、長時間保育料軽減

平成27年4月1日改定

対 象 児 童	軽減後の保育料
ア 施設を利用している就学前児童のうち、最も年齢の高い児童（該当児童が2人以上の場合は、そのうちの1人とする。）	保育料一覧表に定める額
イ 施設を利用しているア以外の就学前児童のうち、最も年齢の高い児童（該当児童が2人以上の場合は、そのうちの1人とする。）	保育料一覧表 × 0.5
ウ 施設を利用している上記以外の就学前児童	免除

- ※ 施設とは… 保育園、幼稚園、認定こども園（無認可保育園は除く）及び児童発達支援等利用施設。
- ※ 所得に制限はありません。
- ※ 多子世帯の保育料、長時間保育料の軽減に該当する場合は、多子世帯の軽減が優先されます。

オ 第3子以降の保育料・長時間保育料・副食費無料化

保護者が、18歳までの児童を3人以上養育している場合に、3番目以降の児童の保育料を免除とする。

カ 長時間保育料

令和元年10月1日改定

利用区分	利用時間帯	長時間保育料（月額）	
		保育短時間認定（全児童） 保育標準時間認定（3歳未満児）	保育標準時間認定 （3歳以上児）
Aコース	午前7時30分～午後4時30分	1,000円	0円
Bコース	午前7時30分～午後5時30分	2,000円	0円
Cコース	午前7時30分～午後6時30分	3,000円	0円
Dコース	午前7時00分～午後7時30分	4,000円	4,000円

認定変更申請（短時間⇔標準時間）は月末を期限とし、翌月適用します。

長時間保育は階層区分が、第1階層、第2階層の世帯及び第3階層のうち、ひとり親または在宅障がい児（者）がいる世帯は無料になります。

## 2 特別保育事業

### (1) 休日保育

市内保育園在園中の生後6か月以上（八ツ面）・生後57日以上（矢田つぼみ）の児童で、保護者や同居親族の就労等の事情により、日曜日または祝日に家庭で保育を受けられない児童を保育するサービス※年末年始は休み

実施園	八ツ面保育園、（私）矢田つぼみ保育園
保育時間	・午前7時30分～午後6時30分（八ツ面保育園） ・午前7時00分～午後7時00分（矢田つぼみ保育園）
利用料	・保育園保育料に含む ・利用日数分（日曜日利用分のみ）、平日に振替での欠席が必要

### (2) 一時保育

市内在住の生後57日（くさの実）・3か月（熊味）・6か月（恵・福地北部・にしのまち・室場・白浜）・10か月（吉田みやこ認定こども園）・満1歳（一色西部・一色東部・鳥羽・はずみやこ幼稚園）から就学前児童で、保護者の疾病・入院・事故・育児疲れ・不規則な就労・求職活動等により、家庭で保育を受けられない児童を緊急・一時的に保育するサービス※日曜日・祝日・年末年始は除きます。

実施園	（私）恵保育園、（私）熊味こども園、（私）くさの実保育園、（私）福地北部保育園、（私）にしのまち保育園、室場保育園、一色西部保育園、一色東部保育園、白浜保育園、鳥羽保育園、（私）はずみやこ幼稚園、（私）吉田みやこ認定こども園、
保育時間	・平日…午前8時00分～午後4時00分 ※一色東部及び白浜保育園は、午後6時までの延長あり ・土曜日…午前8時00分～正午 ※一色西部、鳥羽保育園、（私）はずみやこ幼稚園、（私）吉田みやこ認定こども園は、行わない。
利用料	・3歳未満児…1日あたり2,000円（延長300円/時） ・3歳以上児…1日あたり1,000円（延長200円/時） 給食費は実費負担（1日300円程度）

### (3) 病後児保育

市内在住の生後6か月から小学校4年生までの児童で、病気の「回復期」にあり、かつ集団保育が困難な児童を専用保育室で看護師等が一時的に保育するサービス

実施園	（私）KIRARA保育園
保育時間	・平日 午前8時00分～午後6時00分 （土・日・祝日・年末年始は除きます）



利 用 料	1日あたり2,000円 + 給食・おやつ代
-------	-----------------------

#### (4) 病児・病後児保育

市内在住の生後6か月から小学校4年生までの児童で、病気又は病気の「回復期」にあり、かつ集団保育が困難な児童を専用保育室で看護師等が一時的に保育するサービス

実施施設	とみやまこどもクリニック「エルザのいえ」
保育時間	月曜日、火曜日、水曜日、金曜日 午前8時00分～午後6時00分 (土・日・祝日・年末年始・クリニック休診日は除きます)
利 用 料	1日あたり2,000円 (昼食・おやつは持参)

# ○児童・ひとり親家庭福祉

## 1 児童扶養手当（子育て支援課）

両親又は片親のいない児童を監護又は養育する人に手当を支給することにより、児童の福祉増進を図ることを目的としています。

### （1）対象者

両親もしくは片親のいない児童、又は父親あるいは母親が身体障害者手帳1、2級程度の障害者で、18歳以下（18歳到達年度の末日まで、障害児は20歳未満）の児童を養育している父又は母あるいは養育者。

※ 公的年金受給者は支給されない場合があります。

### （2）手当額及び支払月

手 当 月 額	支 払 月
第1子 44,140円	奇数月
第2子 10,420円加算	
第3子以降 6,250円加算	

（例）対象児童が3人の場合の手当月額  $44,140円 + 10,420円 + 6,250円 = 60,810円$

※ 本人又は扶養義務者の所得により手当の全額または一部が支給されない場合もあります。

### （3）受給者数及び決算額

年度	受給者数	決算額
3年度	1,077人（令和4年3月31日現在）	456,879,100円
4年度	1,068人（令和5年3月31日現在）	452,769,760円

## 2 愛知県遺児手当（子育て支援課）

両親又は片親のいない児童を監護又は養育している人に手当を支給することにより、これらの児童の健全な育成と福祉の増進を図ることを目的としています。

### （1）対象者

両親もしくは片親のいない児童、又は父親あるいは母親が身体障害者手帳1・2級程度の障害者で18歳以下（18歳到達年度の末日まで）の児童を養育している父又は母あるいは養育者。

※ 公的年金受給者は対象外

## (2) 手当額及び支払月

手 当 月 額	支 払 月
児童1人につき 支給開始月から3年目 4,350円 4年目から5年目 2,175円 6年目から手当の支給はなくなります。	奇数月

## 3 西尾市遺児手当（子育て支援課）

両親又は片親のいない児童を監護又は養育している者に手当を支給することにより児童の健全な育成を助長し、児童の福祉の増進を図ることを目的としています。

### (1) 対象者

両親もしくは片親のいない児童、又は父親あるいは母親が身体障害者手帳1・2級程度の障害者で18歳以下(18歳到達年度の末日まで)の児童を養育している父又は母あるいは養育者。

### (2) 手当額及び支払月

手当月額	支払月
第1子 3,000円 第2子以降1人につき 2,000円加算	奇数月

(例) 対象児童が3人の場合の手当月額 3,000円+2,000円+2,000円=7,000円

※ 本人又は扶養義務者の所得により、支給されない場合もあります。

### (3) 受給者数及び決算額

年度	受給者数	決算額
3年度	1,130人(令和4年3月31日現在)	50,813,000円
4年度	1,133人(令和5年3月31日現在)	50,376,000円

## 4 寡婦福祉手当（子育て支援課）

配偶者と死別又は離別した女子であって、現に婚姻をしていないもので、18歳未満の児童がいないものに手当を支給することにより、寡婦家庭の福祉の増進を図ることを目的としています。

### (1) 対象者

配偶者と死別又は離別し、18歳未満の児童がいなく公的年金の受給もなく市民税の所得割(扶養義務者を含む)が課税されていない女子。

### (2) 手当額及び支払月

手 当 月 額	支 払 月
2,500円	3月・9月

### (3) 受給者数及び決算額

年度	受給者数	決算額
3年度	5人（令和4年3月31日現在）	60,000円
4年度	5人（令和5年3月31日現在）	30,000円

## 5 交通遺児就学援助費（子育て支援課）

交通災害による遺児を扶養している人に交通遺児就学援助費として支給することにより、遺児に対し学業への励みと将来への希望を与えるとともに、遺児の健全な育成を助長し、福祉の増進を図ることを目的としています。

### (1) 対象者

交通災害により現に扶養を受けていた父母又はそのいずれかを失った者で学校教育法に定める高校、大学、専門学校、専修学校に在学している者の保護者。

### (2) 援助額及び支払月

援 助 月 額	支 払 月
10,000円	3月・9月

### (3) 受給者数及び決算額

年度	受給者数	決算額
3年度	2人（令和4年3月31日現在）	240,000円
4年度	3人（令和5年3月31日現在）	360,000円

## 6 要保護児童等に関する相談（家庭児童支援課）

要保護児童等についての相談を受け、必要な家庭には関係機関と連携して支援し、児童に適切な家庭環境を整え、その健全な育成を図ることを目的としています。要保護児童とは保護者のない児童や、保護者に監護させることが不相当であると認められる児童のことです。

### (1) 相談受付

- 内 容：児童虐待通報受付、育児全般の相談等
- 時 間：午前8時30分から午後5時（土日祝日は除く）
- 電 話：直通56-3113（緊急を要する場合は、上記以外の時間帯も対応）
- 場 所：市役所4階 子ども部 家庭児童支援課

### (2) 支援の内容

- ア 状況調査や家庭訪問
- イ 養育支援家庭訪問事業（産後間もない時期や養育が困難な家庭に対しその家庭が抱える問題に合わせ育児や家事等の援助を行い、問題の解決や軽減を図る）

ウ 子育て短期支援事業（保護者の疾病等の理由で家庭で養育することが一時的に困難になった場合に、委託施設で一定期間預かりを行う）

### （3）要保護児童地域対策協議会の運営

代表者会議（年1回）、実務者会議（月1回）、個別ケース検討会議（随時）の開催等

### （4）児童虐待防止の啓発

ポスターやリーフレットの配布等

相談状況

	要保護、要支援児童相談	要保護、要支援児童を除く相談	合計
3年度	34人	239人	273人
4年度	55人	195人	250人

## 7 DV（ドメスティックバイオレンス）に関する相談（家庭児童支援課）

### （1）相談受付

内 容：配偶者やパートナー等からの暴力等についての相談

時 間：午前8時30分から午後5時（土日祝日は除く）

電 話：直通56-3113（緊急を要する場合は、上記以外の時間帯も対応）

場 所：市役所4階 子ども部 家庭児童支援課

### （2）支援の内容

警察や女性相談センター、市役所各部署と連携し、自立して新しい生活を始めるための支援を行います。身体的暴力等で生命に危険がある時は加害者から避難する支援も実施します。

### （3）相談状況

令和3年度	令和4年度
24件	28件

## 8 家庭児童相談室（家庭児童支援課）

子どもの教育上日頃苦勞しておられる諸問題につき、秘密を厳守して、無料で相談に応じています。

（1）開 設 昭和41年4月1日

（2）名 称 西尾市家庭児童相談室

（3）相 談 員 2名 配置

（4）相 談 日 祝日、土曜日、日曜日を除く毎日午前9時から午後4時まで

(5) 電 話 直通56-0324

(6) 場 所 市役所4階 子ども部 家庭児童支援課

(7) 令和4年度取扱ケース状況

区 分	月 別 件 数												
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
性格、生活習慣等	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2
知能、言語	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	1	3
学校生活等	1	0	2	2	0	0	0	2	0	1	2	2	12
非 行	0	0	0	1	1	0	2	0	0	0	0	1	5
家族関係	28	21	18	15	15	31	31	29	32	21	26	30	297
環境福祉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
心身障害	0	0	0	2	0	0	0	4	1	0	0	0	7
そ の 他	4	6	4	2	3	5	1	2	1	3	0	0	31
計	33	28	24	24	19	36	35	37	34	25	28	34	357

9 母子・父子福祉（家庭児童支援課）

母（父）子家庭は、児童の養育と生計の維持という二重の責任を負わされるとともに、社会的経済的にも不安定な状態におかれがちであり、自立した生活をおくるために支援を実施しています。

(1) 愛知県母子父子寡婦福祉資金

ア 対象者

(ア) 母子父子福祉資金

- ① 20歳未満の児童を扶養している配偶者のない方
- ② ①が扶養している20歳未満の児童
- ③ 20歳未満の父母のいない児童

(イ) 寡婦福祉資金

- ① 子が20歳以上になったため、あるいは、子がいないため母子福祉資金貸付けを受けることができない配偶者のいない女子

(ウ) 貸付状況

上段：件数 下段：金額（千円）

区分	事業開始資金	事業継続資金	住宅資金	修学資金	就職支度資金	就学支度資金	技能習得資金	修業資金	転宅資金	生活資金	児童扶養資金	計
3年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 母子・父子相談

母子・父子自立支援員（市の会計年度任用職員）による母（父）子家庭の生活全般にわたって相談に応ずるとともに自立生活に必要な指導を行なっています。

ア 日 時 毎日 午前8時30分～午後5時

イ 場 所 市役所4階 子ども部 家庭児童支援課

ウ 状 況

区 分	生 活 一 般					児 童			生 活 援 護					そ の 他	計
	住 宅	医 療	家 庭 紛 争	就 職	そ の 他	養 育 教 育	就 職	そ の 他	福 祉 資 金	母 子 父 子 資 金	寡 婦 福 祉	手 金 手 当	保 護		
3 年 度	9	8		186	182	50	0	0	221	0	5	8	6	675	
4 年 度	6	7	103	197	14	57	0	1	156	0	5	4	69	619	

### (3) 母子家庭等日常生活支援事業

母（父）子家庭の母（父）・寡婦が就職活動や疾病などの事由により、一時的に日常生活を営むのに支障が生じている場合に家庭生活支援員を派遣します。

派遣件数

令和3年度	令和4年度
2件	2件

### (4) 自立支援教育訓練給付金事業

母（父）子家庭の母（父）が就職に役立つ技能や資格を取得するための各種講座を受講した場合、自立支援教育訓練給付金を支給します。

支給人数

令和3年度	令和4年度
5人	4人

### (5) 高等職業訓練促進給付金

母（父）子家庭の母（父）が就職に有利で生活の安定につながる資格の取得を支援するため、養成機関で修業した場合、一定期間について給付金を支給します。

支給人数

令和3年度	8人	修業資格	看護師、准看護師、歯科衛生士等
令和4年度	8人	修業資格	看護師、准看護師、歯科衛生士等

## (6) 養育費に関する公正証書等作成促進給付金

養育費の履行を確保し、母（父）子家庭の生活の安定を図るため、公正証書等による養育費に関する取決めに要する経費に対し給付金を支給します。



# ○療育支援

## 1 白ばら園（保育課）

(1) 開設年月日 昭和43年4月1日

(2) 位 置 西尾市室町中屋敷95番地 電話 52-1653

FAX 52-1655

(3) 定 員 48人

(4) 施設の状況 敷地面積 5377.55㎡ 建物面積 787.14㎡

建物構造 鉄骨コンクリート造2階建て

その他 屋外倉庫、バス上屋

### (5) 目 的

児童福祉法に基づく施設で、知的障害等のある幼児を自立に向けて、支援することを目的としています。

### (6) 対象となる児童

知的障害のある概ね3歳から5歳までの幼児を対象としています。

### (7) 療育の目標

子どもの健やかな成長と将来の自立を願い、早期に次のことを目標に取り組んでいます。

#### ア 基本的な生活習慣を身につける

食事、排泄、着脱など毎日の生活を送るうえで必要なことをくり返しおこなうことで自分でできるところを増やしていきます。

#### イ 人間関係の基礎となる社会性を育てる

担任や安心できる大人との関わりを土台に、自分なりの表現の幅を広げたり、安心して自分の思いを伝えようとする気持ちを育てていきます。

#### ウ 丈夫な体をつくる

発達に応じた運動遊びや作業訓練、感覚及び運動機能の発達を促し丈夫な体づくりに取り組んでいます。

#### エ 家庭と園との連携を深める

園だより、連絡帳、家庭訪問、個別懇談、親子通園などで家庭と園が一貫した療育を心がけています。

## (8) 園児の年度別推移状況

令和4年4月1日現在(人)

年齢 年度	2歳児		3歳児		4歳児		5歳児		計		
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	合計
22	0	1	6	3	6	2	8	0	20	6	26
23	2	0	10	1	8	3	6	3	26	7	33
24	0	0	9	4	10	3	8	2	27	9	36
25	0	0	17	4	10	4	8	2	35	10	45
26	1	1	10	4	15	5	9	4	35	14	49
27	0	0	15	6	9	5	11	3	35	14	49
28	0	0	11	3	20	6	8	3	39	12	51
29	0	0	11	1	12	4	14	5	37	10	47
30	0	0	11	4	13	2	11	6	35	12	47
31	0	0	9	3	13	6	13	2	35	11	46
2	0	0	16	4	10	3	8	5	34	12	46
3	0	0	13	6	14	3	8	2	35	11	46
4	0	0	12	3	10	6	12	3	34	12	46

## 2 療育センター(家庭児童支援課)

## (1) 療育センター「ポッポ教室」の開催

開催日 月～金曜日 午前9時30分～午前11時30分

午後1時30分～午後3時00分

ポッポ教室(西尾) 5グループ編成 各グループ概ね週2回

ポッポ教室(吉良分室) 5グループ編成 各グループ概ね週2回

## (2) 療育児内訳

ア 障害別児童数

障害名	3年度	4年度
脳室周囲白質軟化症	1人	0人
ダウン症	4人	4人
自閉症スペクトラム	16人	15人
精神遅滞	15人	21人
運動遅滞	1人	3人
言語遅滞	62人	73人
社会性の遅れ	25人	28人
多動	23人	15人
その他	2人	2人
合計	149人	161人

イ 療育児進路状況

進路		3年度	4年度
退 所	公立保育園	50人	43人
	私立保育園	13人	5人
	白ばら園	11人	16人
	公立幼稚園	9人	15人
	私立幼稚園	5人	9人
	市内こども園	3人	2人
	転出	1人	3人
	その他	1人	2人
	継続	56人	66人
合計	149人	161人	

### (3) 療育指導内容

療育グループの育成、療育相談、育児講座、園庭での遊びと交流（白ばら園・室場保育園・吉田保育園）、医師・公認心理師・理学療法士・言語聴覚士・作業療法士による発達相談、保護者支援

### (4) 行 事

七夕会、プール遊び、クリスマス会、お楽しみ会、お弁当の日 など

### (5) その他

退所児の園訪問、OB会

# ○国民健康保険（保険年金課）

国民健康保険制度は、原則として被用者保険の適用者以外の一般国民を被保険者とし、その疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な給付を行い、社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的としています。

## 1 国保加入状況（3月～翌年2月までの平均）

### ア 世帯数

年度	総世帯数	国保世帯数	加入割合
3	66,391 世帯	21,085 世帯	31.8 %
4	67,067 世帯	20,664 世帯	30.8 %

### イ 被保険者数

年度	総人口	被保険者数	加入割合
3	170,997 人	35,347 人	20.7 %
4	170,546 人	33,969 人	19.9 %

### 被保険者数内訳（再掲）

年度	一般被保険者	退職被保険者	計
3	35,347 人	0 人	35,347 人
4	33,969 人	0 人	33,969 人

## 2 被保険者の異動状況（4月～翌年3月）

### ア 資格取得

年度	転入	社保離脱	生保廃止	出生	後期離脱	その他	計
3	961 人	4,634 人	24 人	104 人	10 人	161 人	5,894 人
4	1,858 人	4,875 人	29 人	100 人	6 人	115 人	6,983 人

### イ 資格喪失

年度	転出	社保加入	生保適用	死亡	後期加入	その他	計
3	858 人	3,773 人	74 人	211 人	1,761 人	304 人	6,981 人
4	1,426 人	4,384 人	74 人	237 人	2,099 人	248 人	8,468 人

## 3 保険給付

被保険者の疾病及び負傷に関しては療養の給付、柔道整復・はり・きゅう・マッサージ等には療養費を支給します。その他、自己負担額が高額になったときには高額療養費、出産に関しては出産育児一時金、死亡に関しては葬祭費を支給します。

## (1) 給付割合

7割給付（義務教育就学前の子どもは8割給付、70歳以上の前期高齢者は、8割または7割給付）

## (2) 保険給付費

### ア 療養給付費

（3月～翌年2月診療分）

年度	区 分	一 般 分	退 職 分	計
3	被保険者数	35,347 人	0 人	35,347 人
	受診件数	390,662 件	-1 件	390,661 件
	費用額	11,604,130 千円	-20千円	11,604,110 千円
	受診率	1,105.2 %	0.0 %	1,105.2 %
	1件当たり費用額	29,704 円	0 円	29,704 円
	1人当たり費用額	328,292 円	0 円	328,291 円
4	被保険者数	33,969 人	0 人	33,969 人
	受診件数	386,769 件	0 件	386,769 件
	費用額	11,544,856 千円	-2 千円	11,544,854 千円
	受診率	1,138.6 %	0.0 %	1,138.6 %
	1件当たり費用額	29,849 円	0 円	29,849 円
	1人当たり費用額	339,864 円	0 円	339,864 円

（件数については調剤等を除く）

### イ 療養費

（4月～翌年3月支給分）

年度	区 分	一 般 分	退 職 分	計
3	受診件数	15,645 件	2 件	15,647 件
	費用額	126,668 千円	18 千円	126,686 千円
4	受診件数	15,416 件	-2 件	15,414 件
	費用額	121,863 千円	-18 千円	121,845 千円

### ウ 高額療養費

同じ月内に同じ医療機関に支払った医療費の自己負担額が高額になったときに、下表の自己負担限度額を超えた分を、申請により高額療養費として支給します。

- ① 同一世帯で、同じ月に70歳未満の方で21,000円以上の自己負担金を支払ったときは、高額療養費を算定するうえで世帯合算の対象となります。
- ② 同一世帯で、過去12か月以内に高額療養費の該当が4回以上あった場合、4回目以降については多数該当欄の金額を超えた額を支給します。
- ③ 厚生労働大臣が指定した特定の疾病（人工透析、血友病、血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症）は、10,000円を超えた額を支給します。

ただし、70歳未満の方で人工透析で高額療養費の所得区分が（ア・イ）に該当する場合は、20,000円を超えた額を支給します。

\*自己負担限度額

70歳未満

所得区分	自己負担限度額	多数該当
総所得金額等が901万円を超える世帯	252,600円+ (医療費が842,000円を超えた場合は、その超えた分の1%)	140,100円
総所得金額等が600万円を超え901万円以下の世帯	167,400円+ (医療費が558,000円を超えた場合は、その超えた分の1%)	93,000円
総所得金額等が210万円を超え600万円以下の世帯	80,100円+ (医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%)	44,400円
総所得金額等が210万円以下の世帯 (住民税非課税世帯除く)	57,600円	44,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

70歳以上

所得区分	自己負担限度額		多数該当
	3回目まで		
現役並み所得者Ⅲ 課税所得が690万円以上の世帯	252,600円+ (医療費が842,000円を超えた場合は、その超えた分の1%)		140,100円
現役並み所得者Ⅱ 課税所得が380万円以上の世帯	167,400円+ (医療費が558,000円を超えた場合は、その超えた分の1%)		93,000円
現役並み所得者Ⅰ 課税所得が145万円以上の世帯	80,100円+ (医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%)		44,400円
所得区分	外来+入院 (世帯単位)		
	外来のみ (個人単位)	3回目まで	多数該当
一般 ※1・2	18,000円	57,600円	44,400円
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円	
低所得者Ⅰ		15,000円	

※1 課税所得が145万円未満の世帯 (住民税非課税世帯を除く)

※2 70歳以上の方の年間 (8月~翌年7月) の外来の限度額は、144,000円。一般・低所得者Ⅰ・Ⅱだった月の自己負担限度額の合計に適用。

\* 高額療養費支給額

(4月～翌年3月支給分)

年度	区 分	支 給 件 数	支 給 額	1 件当たり支給額
3	一 般	19,652 件	1,152,356 千円	58,638 円
	退 職	0 件	0 千円	0 円
4	一 般	19,277 件	1,086,455 千円	56,360 円
	退 職	0 件	0 千円	0 円

エ 出産育児一時金

1件 420,000円

(産科医療補償制度に加入していない分娩機関で出産した場合、令和3年12月31日までは1件404,000円、令和4年1月1日からは1件408,000円)

(4月～翌年3月支給分)

年度	支 給 件 数	支 給 額
3	103 件	42,873 千円
4	104 件	43,354 千円

オ 葬祭費

1件50,000円

(4月～翌年3月支給分)

年度	支 給 件 数	支 給 額
3	202 件	10,100 千円
4	220 件	11,000 千円

## 4 保健事業

### (1) 特定健康診査等の実施

ア 特定健康診査 対象者 40歳以上の国保被保険者

(受診者 令和3年度 : 4,225 人 / 令和4年度 : 4,362人)

イ 特定保健指導事業

事業名	対 象	内 容	令和3年度 参加者等	令和4年度 参加者等
からだサポ ート教室	国保特定健診の動機 づけ支援対象者	初回面接後、3か月後 に手紙で最終評価を 実施	140人	72人
	国保特定健診の積極 的支援対象者	初回面接後、3か月以 上の継続支援と血液 再検査と評価	54人	29人

ウ その他の事業

事業名	対 象	内 容	令和2年度 参加者等	令和3年度 参加者等
生活習慣病 重症化予防 事業	特定健康診査の受診 者で、治療を受けてい ない者 【糖尿病】 HbA1c (NGSP) 7.0%以上 【高血圧】 収縮期血圧 160mmHg以上または拡張 期血圧100mmHg以上	電話、面接、訪問等で 糖尿病、高血圧の受診 状況を確認し、必要に 応じて受診勧奨と生 活指導を実施	【糖尿病】 54人	【糖尿病】 41人
			【高血圧】 186人	【高血圧】 118人
糖尿病性腎 症重症化予 防事業	特定健康診査の受診 者で、次の①②③い ずれにも該当する者 ①次の a 又は b のい ずれかに該当 a. 空腹時血糖 126mg/dl以上 b. HbA1c 6.5%以 上 ②尿たんぱく (+) 以上 ③糖尿病で治療中 でないこと	電話、面接、訪問等で 受診状況を確認し、必 要に応じて受診勧奨 と生活指導を実施	25人	8人

(2) 医療費通知

年6回通知

(通知件数 令和3年度 : 105,072 件 / 令和4年度 : 104,056 件)

(3) 後発医薬品差額通知

年2回通知

(通知件数 令和3年度 : 1,207 件 / 令和4年度 : 999件)

(4) パンフレットの配布

国保対象世帯に国保PRパンフレット配布



## 5 国民健康保険税の賦課調定

保険税は国民健康保険事業に要する費用に充てるために徴収する目的税です。

### (1) 税 率

(令和3年度)

	所得割	資産割	均等割	平等割	課税限度額
基礎課税分	5.80/100	-	24,000円	21,600円	630,000円
後期高齢者支援金等課税分	2.18/100	-	7,300円	5,400円	190,000円
介護納付金課税分	1.45/100	-	7,200円	4,800円	170,000円

(令和4年度)

	所得割	資産割	均等割	平等割	課税限度額
基礎課税分	5.95/100	-	25,300円	17,000円	650,000円
後期高齢者支援金等課税分	2.42/100	-	10,400円	6,100円	200,000円
介護納付金課税分	2.35/100	-	11,800円	6,500円	170,000円

### (2) 調定額 (現年課税分)

年 度		3	4
調 定 額	一 般	3,726,964,400 円	3,899,554,000 円
	退 職	0 円	0 円
	合 計	3,726,964,400 円	3,899,554,000 円
1世帯当たり調定額		176,759 円	188,712 円
1人当たり調定額		105,439 円	114,797 円

### (3) 国民健康保険税の減免

災害等により生活が著しく困難になった場合に保険税を減免します。

(令和3年度 : 3,771 件 / 令和4年度 : 4,692件 )

## 6 診療報酬請求書の事務審査

毎月医療機関より診療報酬の請求があり、資格照合確認等を行い報酬を支払います。

(令和3年度 : 593,953 件 / 令和4年度 : 589,816件)

## 7 国民健康保険運営協議会

国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するための市長の諮問機関です。

委員構成・・・18人

被保険者を代表する委員 (6人)

保険医又は保険薬剤師を代表する委員 (6人)

公益を代表する委員 (6人)

# ○国民年金（保険年金課）

## 1 被保険者数（各年度末）

年度	第1号被保険者	任意加入被保険者	第3号被保険者	計
3	16,792人	144人	12,620人	29,556人
4	16,486人	134人	12,129人	28,749人

### 【参考】

#### 「第1号被保険者」

日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の人で、「第2号被保険者（厚生年金保険、共済組合に加入している人）」や「第3号被保険者（第2号被保険者に扶養されている配偶者）」でない人

#### 「任意加入被保険者」

- ・日本国籍で海外に住んでいる20歳以上65歳未満の人
- ・日本国内に住所のある60歳以上65歳未満の人（※70歳になるまで加入できる特例もあります） など

## 2 保険料の免除者数（各年度末）

年度	法定免除	申請免除	学生納付特例	納付猶予	計
3	1,181人	1,916人	1,521人	598人	5,216人
4	1,208人	2,007人	1,425人	673人	5,313人

### 【参考】

第1号被保険者が、経済的な理由などで国民年金保険料を納めることが困難な場合、本人の届出により、保険料の納付が免除または猶予されます。

#### 「法定免除」

- ・障害基礎年金などの1級または2級の公的年金を受給している人
- ・生活保護法による「生活扶助」を受けている人
- ・厚生労働大臣が指定する施設に入所している人

#### 「申請免除」

第1号被保険者本人、世帯主、配偶者のいずれの所得（原則として前年の所得）も基準額以下である場合、納付が全額あるいは一部（4分の3、半額、4分の1）免除されます。

#### 「学生納付特例」

大学、各種学校などの学生や生徒である第1号被保険者本人の所得（原則として前年の所得）が基準額以下である場合に納付が猶予されます。

「納付猶予」

50歳未満である第1号被保険者本人、配偶者のいずれの所得（原則として前年の所得）も基準額以下である場合に納付が猶予されます。

### 3 受給者数・給付状況（各年度末現在）

年度	区分	受給者数(人)	支給額(千円)
3	老 齢 基 礎 年 金	42,086	29,688,795
	老 齢・5 年・通 算 老 齢 年 金	448	168,091
	障 害 基 礎 年 金	2,145	1,836,983
	障 害 年 金	33	27,332
	遺 族 基 礎 年 金	114	117,411
	寡 婦 年 金	19	9,311
	特 別 障 害 給 付 金	2	1,007
	死 亡 一 時 金	8	1,544
	計	44,855	31,850,474
4	老 齢 基 礎 年 金	42,125	29,663,857
	老 齢・5 年・通 算 老 齢 年 金	307	116,395
	障 害 基 礎 年 金	2,177	1,856,052
	障 害 年 金	29	24,112
	遺 族 基 礎 年 金	118	123,454
	寡 婦 年 金	18	8,892
	特 別 障 害 給 付 金	2	1,004
	死 亡 一 時 金	4	780
	計	44,780	31,794,546

# ○福祉医療（保険年金課）

## 1 子ども医療費

- 制度の経過：昭和48年1月 0歳児を対象に開始／平成6年4月 3歳未満児に拡大  
／平成14年10月 4歳未満児に拡大／平成15年7月 5歳未満児に拡大  
／平成16年7月 小学校入学前に拡大／平成18年4月 小学1年生までに拡大  
／平成20年4月 通院は小学6年生まで、入院は中学3年生までに拡大  
（平成20年4月 乳幼児等医療から子ども医療に名称変更）  
／平成21年4月 通院・入院とも中学3年生までに拡大  
／令和4年4月 入院を18歳年度末までに拡大

子どもの疾病の早期発見と治療を促進し、もって子どもの保健の向上と福祉の増進を図るため、保険診療による医療費の自己負担分（食事代を除く）を支給しています。

### 医療費の支給状況

（4月～翌年3月）

年度	受給者数	受診件数	支給額	1人当たり支給額	1人当たり受診件数
3	23,190人	319,939件	799,943,069円	34,495円	13.80件
4	27,930人	306,046件	826,836,086円	29,604円	10.96件

## 2 障害者医療費

- 昭和48年4月 身体障害者（1～3級等）を対象に開始

心身に障害のある者に対して、疾病の早期発見と治療を促進し、もって心身障害者の保健の向上と福祉の増進を図るため、保険診療による医療費の自己負担分（食事代を除く）を支給しています。

### 医療費の支給状況

（4月～翌年3月）

年度	受給者数	受診件数	支給額	1人当たり支給額	1人当たり受診件数
3	1,834人	40,896件	293,887,664円	160,244円	22.30件
4	1,830人	41,776件	280,103,797円	153,062円	22.83件

### 3 精神障害者医療費

■制度の経過：昭和53年4月 開始／平成14年10月 全疾病適用開始（精神手帳1・2級）  
通院は全額、入院は2分の1を支給 /平成20年4月 全疾病の入院を全額支給に拡大

精神に障害のある者に対して、精神疾患の治療に要する入院医療費のうち保険診療による自己負担分（食事代を除く）の2分の1の額と通院医療費の保険診療による自己負担分を支給しています。ただし、全疾病受給者（精神障害者保健福祉手帳1・2級者）は、保険診療による自己負担分（食事代を除く）を全額支給しています。

#### 医療費支給状況

（4月～翌年3月）

年度	受給者数	受診件数	支給額	1人当たり支給額	1人当たり受診件数
3	2,535人	56,896件	166,940,374円	65,854円	22.44件
4	2,450人	60,615件	175,069,452円	71,457円	24.74件

### 4 母子家庭等医療費

■制度の経過：昭和53年11月 母子家庭医療費公費負担制度創設（義務教育終了前の母子家庭）  
／昭和59年8月 18歳以下（18歳到達年度末日まで）の母子家庭等に拡大

母子家庭の母と児童及び父子家庭の父と児童の健康の保持増進を図るとともに、母子家庭等の福祉の向上に寄与するため、保険診療による医療費の自己負担分（食事代を除く）を支給しています。

#### 医療費支給状況

（4月～翌年3月）

年度	受給者数	受診件数	支給額	1人当たり支給額	1人当たり受診件数
3	2,514人	32,538件	102,485,975円	40,766円	12.94件
4	2,473人	33,829件	105,337,730円	42,595円	13.68件

## 5 後期高齢者福祉医療費

■制度の経過：昭和58年2月開始／平成20年4月 老人保健制度から後期高齢者医療制度への移行に伴い、福祉給付金から後期高齢者福祉医療に名称変更

後期高齢者医療に加入している、障害者・戦傷病者・精神障害者・母子家庭等の医療費受給資格要件該当者及びねたきりの方、認知証の方及びひとり暮らし（市民税非課税世帯）に対して、保険診療による医療費の自己負担金分（食事代を除く）を支給しています。

### 医療費の支給状況

（4月～翌年3月）

年度	受給者数	受診件数	支給額	1人当り支給額	1人当り受診件数
3	3,144人	94,730件	327,144,261円	104,054円	30.13件
4	3,107人	94,205件	310,714,581円	100,005円	30.32件

## 6 養育医療

■平成25年4月開始 養育医療事務が県から権限移譲

身体の発育が未熟のまま出生した乳児（未熟児）で、指定医療機関の医師が入院養育を必要と認めた未熟児に医療の給付を行なっています。

（3月～翌年2月診療分）

年度	給付実人員	給付延日数	給付額
3	36人	2,285日	11,166,649円
4	27人	1,192日	6,666,160円

## 7 後期高齢者医療

■平成20年4月開始 医療制度改革により、老人保健制度に代わり後期高齢者医療制度が施行

愛知県後期高齢者医療広域連合を保険者とし、資格管理、給付、賦課に関することを広域連合が行い、保険料の徴収、申請等の窓口業務を市町村が行なっています。

### 後期高齢者医療保険料（現年度分）の状況

年度	被保険者数	調定額	収納額	収納率
3	23,971人	1,950,445,900円	1,947,861,500円	99.87%
4	24,909人	2,064,346,500円	2,062,654,700円	99.92%

# ○低所得者の福祉（福祉課）

## 1 生活保護

日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としています。

### (1) 保護の種類及び内容

- 生活扶助・・・・・・・・・・衣類、飲食、光熱水費など日常生活のための扶助
- 住宅扶助・・・・・・・・・・家賃、地代など住宅を維持するための扶助
- 教育扶助・・・・・・・・・・教材、給食費など義務教育に必要な扶助
- 介護扶助・・・・・・・・・・要支援、要介護と認定された被保護者が介護に必要な扶助
- 医療扶助・・・・・・・・・・怪我や病気など医療を必要とするための扶助
- 出産扶助・・・・・・・・・・出産にかかる扶助
- 生業扶助・・・・・・・・・・収入を得るために必要な機械、器具の購入、技能修得、  
その他の扶助（高校就学費を含む）
- 葬祭扶助・・・・・・・・・・葬祭を行う必要があるための扶助
- 保護施設事務費・・・・・・・・生活保護法38条に基き設置される保護施設入所のための費用
- 就労自立給付金・・・・・・・・安定就労等により保護を必要としなくなった世帯に保護脱却時に支給される給付金（平成26年7月1日から実施）
- 進学準備給付金・・・・・・・・大学等に進学する者に対して新生活立ち上げ費用として支給される給付金（平成30年1月1日から実施）

### (2) 保護の状況

#### ア 生活保護費の受給状況

	3年度	4年度
生活扶助	300,018,920円	318,978,246円
住宅扶助	133,741,954円	141,655,668円
教育扶助	3,598,043円	5,025,729円
介護扶助	66,253,406円	76,691,053円
医療扶助	525,775,370円	622,255,034円
出産扶助	0円	832,440円
生業扶助	1,694,577円	1,813,134円
葬祭扶助	2,029,160円	2,359,971円
保護施設事務費	22,031,229円	29,517,314円
就労自立給付金	593,303円	677,936円
進学準備給付金	100,000円	200,000円
合計	1,055,835,962円	1,200,006,525円

イ 被保護人員及び世帯数

(各年度3月31日現在)

	人 口	被保護世帯数	被保護人員	保護率
3年度	170,493人	497世帯	634人	0.37%
4年度	170,228人	533世帯	683人	0.40%

ウ 年度別取扱件数

	世帯数 (月平均)	人数 (月平均)	扶助費 (月平均)
3年度	5,871世帯 (489世帯)	7,490人 (624人)	1,055,836千円 (87,986千円)
4年度	6,205世帯 (517世帯)	7,888人 (657人)	1,200,007千円 (100,001千円)

## 2 生活困窮者自立支援事業

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者を対象として、生活困窮者自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的としています

### (1) 自立相談支援事業

就労の支援その他の自立に関する問題について、生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行います。

	延べ件数	新規件数
3年度	516件	316件
4年度	321件	216件

### (2) 住居確保給付金

離職や廃業により住居を失った又はその恐れのある、収入等が一定水準以下の生活困窮者に対して、安定的に就労活動を行うことができるよう、期間を定めて家賃相当額の支給を行います。

	実人数	延べ月数	金額
3年度	110人	390月	12,967,284円
4年度	85人	305月	10,460,467円

### (3) 一時生活支援事業

一定の住居を持たない生活困窮者に対し、食事の提供及び宿泊場所を提供します。

	実人数	延べ日数	金額
3年度	8人	38日	254,980円
4年度	6人	23日	154,330円



#### (4) 就労準備支援事業

社会との関わりに不安がある等、就労に向けた準備が整っていない方に対し、一般就労に向けた準備として生活リズムの改善等、基礎能力の形成から支援を行います。

#### (5) 子どもの学習支援事業

貧困の連鎖を防止することを目的とし、生活困窮世帯に属する子どもへの学習支援や居場所づくり等を行います。(平成30年6月より実施)

	延べ参加人数	開催日数	金額
3年度	238人	32日	523,132円
4年度	394人	44日	711,698円

# ○保健事業（健康課）

## 1 施設概要

### (1) 西尾市保健センター

#### ア 所在地

西尾市熊味町小松島32番地

#### イ 開設年月日

昭和60年4月1日

#### ウ 施設の状況

・敷地面積 6,366.65㎡

・建物面積 990.45㎡

・延床面積 2,524.92㎡

#### ・構造・規模

本 体 鉄筋コンクリート造3階建 3階は西尾市医師会健康管理センター

附属建物 車庫・倉庫 鉄骨造平屋建 64.80㎡

ポンプ室 コンクリートブロック造平屋建 6.53㎡

### (2) 西尾市吉良保健センター

#### ア 所在地

西尾市吉良町吉田大切間17番地3

#### イ 開設年月日

平成7年4月1日

#### ウ 施設の状況

・敷地面積 3,191.29㎡

・建物面積 1,399.74㎡

・延床面積 3,534.02㎡

#### ・構造・規模

本 体 鉄筋コンクリート造3階建

附属建物 車庫 鉄骨造平屋建 72.00㎡

### (3) 西尾市民げんきプラザ

#### ア 所在地

西尾市下町神明下13番地3

#### イ 開設年月日

平成29年4月1日

#### ウ 施設の状況

・敷地面積 1,559.84㎡

・建物面積 370.50㎡

・延床面積 749.58㎡

・構造・規模 鉄骨造2階建

#### (4) 西尾市休日診療・障害者歯科診療所

##### ア 所在地

西尾市熊味町小松島12番地

##### イ 開設年月日

- ・休日診療所 平成22年7月4日
- ・障害者歯科診療所 平成31年4月1日

##### ウ 施設の状況

- ・建物面積 366.74 m<sup>2</sup>
- ・延床面積 358.74 m<sup>2</sup>
- ・構造・規模 鉄骨造平屋建

#### (5) 西尾市佐久島診療所

##### ア 所在地

西尾市一色町佐久島掛梨44番地

##### イ 開設年月日

昭和53年7月1日（平成14年4月1日に現在地に移転）

##### ウ 施設の状況

- ・敷地面積 1,081.79 m<sup>2</sup>
- ・建物面積 179.69 m<sup>2</sup>
- ・延床面積 169.76 m<sup>2</sup>
- ・構造・規模

本 体 木造平屋建

附属建物 診療所医師住宅 木造平屋建 51.34 m<sup>2</sup>

車庫 木造平屋建 14.15 m<sup>2</sup>

## 2 予防接種事業

予防接種は感染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために行うものであります。  
 予防接種を励行し接種率の向上に努めています。

### (1) 実施概要

種 類	対 象	時 期	令和3年度 接種者数	令和4年度 接種者数
ロタウイルス 感 染 症	出生6週0日後～32週0日後未満	通年	延2,989人	延2,754人
Hib(ヒブ) 感 染 症	生後2か月～5歳未満	通年	延4,890人	延4,459人
小児の肺炎球菌 感 染 症	生後2か月～5歳未満	通年	延4,879人	延4,459人
B型肝炎	生後2か月～1歳未満	通年	延3,633人	延3,296人
ジフテリア百日せ き破傷風急性灰白 髄炎(4種混合) 1期	生後3か月～7歳6か月未満	通年	延4,878人	延4,493人
BCG	生後3か月～1歳未満	通年	1,180人	1,176人
急性灰白髄炎	生後3か月～7歳6か月未満	通年	0人	延1人
麻しん風しん (MR)1期	1歳～2歳未満	通年	1,187人	1,155人
麻しん風しん (MR)2期	保育園幼稚園の年長児	通年	1,450人	1,385人
麻しん又は風しん 単抗原1期	1歳～2歳未満	通年	0人	0人
麻しん又は風しん 単抗原2期	保育園幼稚園の年長児	通年	0人	0人

種 類	対 象	時 期	令和3年度 接種者数	令和4年度 接種者数
水痘	1歳～3歳未満（ただし、罹患者を除く）	通年	延2,463人	延2,234人
日本脳炎1期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3歳から7歳6か月未満</li> <li>・ 1期未完了者（特例対象者） <ul style="list-style-type: none"> <li>① 平成13年4月2日～平成19年4月1日生まれのうち1期接種が終了していない20歳未満の者</li> <li>② 平成20年4月2日～平成21年10月1日生まれのうち1期接種が終了していない13歳未満の者</li> </ul> </li> </ul>	通年	延3,202人	延4,213人
日本脳炎2期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 9歳から13歳未満</li> <li>・ 2期未完了者（特例対象者） 平成13年4月2日～平成19年4月1日生まれのうち1期接種が終了していない20歳未満の者</li> </ul>	通年	636人	1951人
ジフテリア破傷風(DT)2期	11歳以上13歳未満	通年	1,318人	1,345人
ヒトパピローマウイルス感染症	中学1年生から高校1年生相当年齢の女子	通年	延356人	延829人
	平成9年4月2日から平成18年4月1日生まれまでの女性（キャッチアップ対象者） （令和4年度から開始）	通年	—	延1,073人
高齢者インフルエンザ	65歳以上の希望者（接種時点の年齢） 60歳以上65歳未満で、一定の障害のある者（令和4年度は自己負担なし）	10～1月	28,054人	30,260人
高齢者肺炎球菌（定期）	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 該当年度に、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる方</li> <li>② 60歳以上65歳未満で、心臓、じん臓、呼吸器の機能の障害、またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害（いずれも身体障害手帳1級相当の障害）のある方。</li> </ul> <p>*ただし、今までに23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチンを接種したことがある者は対象としない。</p>	7～3月	1,427人	1,265人

種 類	対 象	時 期	令和3年度 接種者数	令和4年度 接種者数
風しん第5期	昭和37年4月2日から昭和54年4月1日 生まれの男性を対象とした令和元年度から6 年度までの経過措置。令和4年度はクーポン 券未使用者にクーポン券を送付。	通年	抗体検査 1,447人 予防接種 406人	抗体検査 1,110人 予防接種 318人
高齢者肺炎球菌 ( 任 意 )	接種日において65歳以上の方 *ただし、接種前5年以内にこの予防接種を 受けたことのある者又は過去においてこの 助成を受けたことがある者は対象としない。	7～ 3月	144人	80人
成人の風しん ( 任 意 )	① 妊娠を予定又は希望する女性 ②妊娠を予定又は希望する女性の夫（内縁含 む） ③妊娠を予定又は希望する女性の同居の家族 ④妊娠している女性の夫（内縁含む） ⑤妊娠している女性の同居の家族 *ただし、妊娠中の者及び風しんの罹患歴が ある者を除く	通年	133人	97人
新型コロナウイルス ワクチン ( 臨 時 )	生後6か月以上 ①初回接種（1回目、2回目） ※4歳以下は3回目まで ②追加接種（3回目以上） 5歳以上で、初回接種完了から3か月以上 経過した者 ※9月26日以降は追加接種でオミクロン 株対応ワクチンを使用	令和3年 2月 17日 ～ 国の指示 する時 期	1回目 133,508人 2回目 132,567人 3回目 65,209人 (令和3年 3月接種分 を含む)	1回目 2,267人 2回目 2,729人 3回目 40,319人 4回目 62,355人 5回目 30,965人 オミクロ ン（再 掲） 57,371人

### 3 成人保健事業

生活習慣病予防対策として、疾病の早期発見、早期治療のため健康診査を実施し、健康管理に関する正しい知識の普及のため、健康相談、健康教育、訪問指導を行っています。

#### (1) 健康診査

##### ア 実施概要

種 類	時 期	個人負担金	対 象	令和3年度 受診者数	令和4年度 受診者数
一 般 健 診 (39歳以下健診)	11月	無 料	39歳以下	1,037人	912人
人 間 ド ッ ク	6～1月	国保、後期加入者 男性 4,500円 女性 5,000円 その他健保加入者 男性 12,000円 女性 12,500円	40歳以上	6,135人	6,202人
乳 が ん 検 診	6～1月	1,000円	20歳以上の女性	4,808人	4,835人
子宮頸がん検診	6～1月	1,000円	20歳以上の女性	3,288人	3,365人
胃がん検診	6～1月	1,000円	20歳以上	1,137人	1,099人
大腸がん検診	6～1月	500円	20歳以上	1,866人	1,794人
肺がん・結核検診	7～1月	無 料	20歳以上	3,063人	3,364人
前立腺がん検診	7～1月	500円	40歳以上の男性	452人	664人
骨粗しょう症検診	9～1月	1,000円	40歳以上の男性 20歳以上の女性	1,569人	1,562人
肝炎ウイルス検診 (B・C型)	7～1月	無 料	40歳の方	450人	339人
成人歯科健康診査	4～3月	無 料	20歳以上の方	1,160人	987人

イ 検査内容

(ア)一般健診（39歳以下健診）

問診、身体測定、血圧測定、尿検査、血液検査

(イ)人間ドック

問診、診察、身体測定、血圧測定、尿検査、心電図検査、聴力検査、眼科検査、血液検査

がん検診〈胃がん検診、大腸がん検診、肺がん・結核検診、前立腺がん検診(男性のみ)、子宮頸がん検診(女性のみ)〉

【追加可能項目】

腹部超音波検査、ピロリ菌抗体検査、乳がん検診〈マンモグラフィ〉(女性のみ)  
骨粗しょう症検診

(ウ)がん検診

- a 乳がん 問診、マンモグラフィ(乳房レントゲン) / エコー(超音波)
- b 子宮頸がん 問診、診察、全面擦過法
- c 胃がん 問診、胃部レントゲン検査
- d 大腸がん 問診、便潜血反応検査(2回法)
- e 肺がん・結核 問診、胸部レントゲン検査
- f 前立腺がん 問診、PSA血液検査

(エ)骨粗しょう症検診

問診、踵部エコー

(オ)肝炎ウイルス検診

問診、B型・C型肝炎ウイルス血液検査

(カ)成人歯科健康診査

問診、歯科健診、相談、歯みがき指導

(2) 健康相談

事業	開催	対象	内容	令和3年度 参加者等	令和4年度 参加者等
健康相談	月1回	住民	生活習慣病相談、 歯科相談、栄養相談	医師相談 延3人 歯科相談 延5人 栄養士相談 延22人 保健師相談 延1人	医師相談 延6人 歯科相談 延8人 栄養士相談 延35人 保健師相談 延0人



事業	開催	対象	内容	令和3年度 参加者等	令和4年度 参加者等
保健相談	随時	住民	健康、育児、 精神、 一般相談	面接相談 86件 電話相談 625件	面接相談 159件 電話相談 793件
糖尿病・高 血圧のため の栄養 相談	10回	20歳以上で、市内の 医療機関で糖尿病 または高血圧の治 療を受けている者、 もしくはその予備 群の者	管理栄養士 による個別 相談	実人数24人 延 26人	実人数 25人 延 26人

### (3) 健康教育

事業	開催	対象	内容	令和3年度 参加者等	令和4年度 参加者等
血糖値改善ク ラス	3回	40歳以上の方で 糖尿病に関心のある者	糖尿病の予防に関する 看護師、管理栄養士、健 康運動指導士の講話	13人	延 58人
運動ダイエッ トクラス	全7回 1クール	30-49歳で、BMI が24以上の女性	肥満予防に関する講座 と実技	実人数4人 延 22人	実人数9人 延 50人
健全歯保有高 齢者(8020達成 者)表彰	1回	80歳以上で20本 以上の健全歯を 残存する者	歯科医師より推薦のあ った者を年1回、各医療 機関で表彰し、賞状及 び記念品を進呈	191人	264人
健康にしおマ イレージ事業	6~2月	18歳以上の在住・ 在勤者	健康づくりの取り組み でポイントを付与し、 規定のポイント到達者 に優待カードの交付と 抽選で記念品贈呈	チャレンジ シート 425人 アプリ 385人	チャレンジ シート 457人 アプリ 622人
	7~8月	市内小学生		ポイント達成者 910人	ポイント達成者 1,158人
西尾市民げん きプラザ運動 指導事業	通年	65歳以上の方と、 40~64歳の一定 の条件を満たす方	健康度測定(6か月ご と)、マシンによる有酸 素運動や筋力トレーニ ングなど	健康度測定 延 216人 トレーニンググル ーム利用延 2,495人	健康度測定 延 207人 トレーニング ルーム利用延 5,574人

#### (4) 地区組織活動

事業	開催	対象	内容	令和3年度参加者等	令和4年度参加者等
健康づくり推進員	養成講座(年7回)、地区活動(年16回)	健康づくり推進員 市民	健康づくりに関する講座、地区活動	推進員数 24人 延 222人	推進員数 15人 延 419人
健康づくりボランティア	随時	保健推進員OG (1グループ6人以上)	健康づくりに関する市民活動 ・市民参加型活動は年4回以上 ・グループ自主活動	グループ数 3グループ ボランティア数 40人 延 197人	グループ数 4グループ ボランティア数 63人 延 641人
食生活改善ボランティア	月1回以上	食生活改善クラブ	食生活改善に関する市民活動 ・市ホームページにレシピ等掲載	ボランティア数 22人 延 92人	*令和4年度から健康づくりボランティアへ

#### (5) 訪問指導

事業	開催	対象	内容	令和3年度実施者	令和4年度実施者
成人訪問指導	随時	健診結果要指導者 精神障害者 その他支援の必要な者	生活指導、受療等の指導、家族指導	実人数2人 延3人	実人数2人 延5人

#### (6) 自殺対策緊急強化事業

事業	開催	対象	内容	令和3年度参加者等	令和4年度参加者等
ゲートキーパー研修	7回	健康づくり推進員 市職員 民生委員・児童委員 第一生命保険株式会社 健康課保健師	自殺予防のゲートキーパーとしての知識、相談対応の具体的な手法、相談場所の紹介などを取り入れた研修	130人	149人
普及啓発リーフレット配布	随時	研修受講者や窓口来所者	自殺予防の啓発と各相談場所を一覧にしたリーフレットを配布	1026部	939部

(7) その他

事業	開催	対象	内容	令和3年度	令和4年度
がん患者アピエ ランスケア支援 事業	随時	がん治療に起因する脱毛により医療用ウィッグを購入した者	医療用ウィッグ購入費の自己負担額の1/2で上限2万円補助	—	29件
		がん治療に起因する外科的治療により乳房の補整具を購入した者	乳房補整具購入費の自己負担額の1/2で上限2万円補助	—	9件

## 4 母子保健事業

妊婦、乳幼児の心身の異常を早期発見し、早期に適切な対応をするため妊産婦・乳幼児健康診査を実施し、母子に関する正しい知識の普及と育児支援のため健康教育、健康相談、訪問指導等を行っています。

### (1) 健康診査

事業	開催	対象	内容	令和3年度 受診者	令和4年度 受診者
4か月児 健康診査	47回	4か月児	問診、身体計測 小児科医師の診察 保健指導	1,220人	1,106人
1歳6か月児 健康診査	45回	1歳8か月児	問診、身体計測 医師の診察、歯科健診 歯科相談、フッ素塗布 心理相談、保健指導	1,282人	1,250人
2歳児歯科 健康診査	44回	2歳2か月児	問診、身体計測、 歯科健診、歯科相談、 フッ素塗布、心理相談、 保健指導	1,205人	1,258人
3歳児健康診査	48回	3歳4か月児	問診、身体計測 医師の診察 歯科健診、歯科相談 フッ素塗布 視力検査、聴力検査 栄養相談、心理相談 保健指導	1,393人	1,328人
妊婦歯科 健康診査	随時	妊婦	歯科健診、歯科相談	472人	450人
妊婦健康診査	随時	妊婦14回	一般診察、HBs抗原検査、 梅毒血清反応検査、 超音波検査、GBS検査 HTLV-1抗体検査 性器クラミジア感染検査	延14,758 人	延13,548 人
子宮頸がん検査	随時	妊婦 1回	細胞診、視診、内診所見	1,141人	1,122人
産婦健康診査	随時	産婦 1回	一般診察、 メンタルチェック	1,215人	1,078人
乳児健康診査	随時	乳児 2回	一般診察、身体計測	延2,278人	延2,170人
新生児聴覚検査	随時	新生児 1回	ABR/AABR検査又は OAE/TEOAE検査	867人	862人

## (2) 健康教育

事業	開催	対象	内容	令和3年度 参加者等	令和4年度 参加者等
マタニティ クラス	12回	妊婦	(1) 妊娠中の健康管理と薬についての講話 (2) 沐浴・母乳についての講話 (3) 産後の心身の変化と絵本についての講話	(1) 19人 (2) 32人 (3) 22人	(1) 20人 (2) 32人 (3) 22人
パパママ教室	9回	妊婦と夫	妊娠中の生活・育児の話等の講習、沐浴・赤ちゃんの世話の実習	97組	132組
離乳食教室 <ごっくん>	47回	3～4か月児の保護者	離乳食の開始と進め方の講話、相談	518人	521人
<もぐもぐ>	36回	6～7か月児の保護者	離乳食完了までの進め方の講話、相談	274人	322人
親子教室	70回	1歳8か月児～ 2歳1か月児	自由遊び、ふれあい・体操・読み聞かせ等の設定遊び、講話	延352人	延403人
さくらんぼ クラブ (多胎児の会)	6回	未就園の多胎児の親子、多胎妊娠中の妊婦	育児相談、親子遊びなど	延16組	延48組
防煙教室	10校	小学5.6年生 (希望校)	医師・保健師による講義(参加型) およびロールプレイ、質疑応答	延571人	延692人
思春期教室	5回	市内高等学校 (希望校)	乳幼児の成長発達、育児、妊孕力等の講話	延188人	延188人
その他	4回	学校・地域のグループ等	生活習慣、歯磨き、事故予防等の講話	延46人	延57人
母子栄養食品支給	随時	低所得の妊産婦・乳児	牛乳(ミルク)の支給	0件	3件

## (3) 健康相談

事業	開催	対象	内容	令和3年度 参加者等	令和4年度 参加者等
妊婦相談	週5回 (平日の午前中)	妊婦	妊娠中の保健指導 個別相談、母子健康手帳交付	延1,265人	延1,217人

事業	開催	対象	内容	令和3年度参加者等	令和4年度参加者等
助産師相談	36回	妊婦、出産後6か月までの産婦	妊娠・出産・授乳相談、育児相談、児の身体計測	延62人	延55人
おめでとう相談	36回	0～4か月児	哺乳相談、育児相談、身体計測	延99人	延66人
1歳児育児相談	36回	11～12か月児	育児相談、歯科相談	1,156人	1,207人
育児相談	24回	乳幼児	育児相談、発達相談、栄養相談、歯科相談、身体計測	延124人	延131人
心理相談	30回	必要と認めた児	発達に関する相談、発達検査（必要時）	延43人	延47人
母親のこころの相談	30回	妊婦、乳幼児の保護者	母親の心身等に関する相談 必要に応じて専門医療機関を紹介	延34人	延31人
運動発達相談	6回	健康診査等で必要と認めた児	理学療法士による相談指導	延22人	延24人

#### (4) 訪問指導

事業	開催	対象	内容	令和3年度実施者	令和4年度実施者
母子訪問指導	随時	妊婦、産婦、新生児及び乳幼児	妊産婦、新生児、未熟児、乳児に対する保健指導 健診未受診児および経過観察が必要な児に対する保健指導	延 妊婦13人 産婦85人 新生児20人 未熟児78人 乳幼児 288人	延 妊婦10人 産婦60人 新生児18人 未熟児76人 乳幼児 295人
こんにちは赤ちゃん訪問	随時	生後4か月まで	子育て支援情報紹介、健診・予防接種の案内、体重測定、育児相談	1,212件	1,082件
養育支援訪問	随時	保護者の養育を支援することが特に必要と認められた家庭	保護者への継続的な助言、指導	7世帯	9世帯

## (5) その他

事業	開催	対象	内容	令和3年度	令和4年度
不妊治療費助成	随時	医師に一般不妊治療の必要があると診断された夫婦	一般不妊治療	149件	46件
		愛知県が実施する特定不妊治療費助成事業の対象者	特定不妊治療	224件	159件
		医師に生殖補助医療の必要があると診断された夫婦	生殖補助医療	—	34件
子育て世代包括支援センター連絡会議	12回	支援を必要とする妊婦、乳幼児とその保護者	家庭児童支援課等の関係機関との情報共有	76人	76人
産後ケア事業	随時	産後不安定で、支援が必要な産後1年未満の母親とその子	保健指導、授乳指導、育児指導、育児サポート 心身のケア、生活相談と支援	宿泊ケア 6件 通所ケア 3件 訪問ケア 1件	宿泊ケア 11件 通所ケア 5件 訪問ケア 1件

## 5 健康にしお21事業

「健康にしお21（第2次）計画」は、国が「二十一世紀における第二次国民健康づくり運動（健康日本21（第二次））」を策定したことに伴い、西尾市健康増進計画として平成25年度に策定しました。平成30年度は、中間評価を行うとともに、健康にしお21計画に包含する形で、西尾市自殺対策計画を策定しました。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和4年度は部会の開催を見合わせ、関係各所に進捗状況調査を実施した。

## 6 西尾市休日診療所事業

休日における救急患者に適正な医療を提供するため、一次診療（外来診療で済む軽症患者の診療）の拠点として整備し、「入院や緊急手術を必要とする患者の医療」を行う二次救急病院である西尾市民病院への患者集中の緩和を図ることを目的としています。

	令和3年度	令和4年度
診療人数	1,505人	2,823人

\*平成22年7月4日開設

## 7 西尾市障害者歯科診療所事業

一般の歯科診療所では診療が難しい障害者及び障害児に対し、歯科診療及び口腔衛生向上のための指導や相談を行うことを目的としています。

	令和3年度	令和4年度
診療人数	458人	492人

\*平成31年4月1日開設

## 8 西尾市佐久島診療所事業

佐久島地区住民の健康保持に必要な医療を提供することを目的としています。

	令和3年度	令和4年度
診療人数	1,214人	1,384人



# ○看護専門学校

## 1 開校年月日

平成8年4月1日

## 2 所在地

西尾市戸ヶ崎町広美109番地1

## 3 課程・学科・修業年限

医療専門課程（3年課程）・看護学科・3年

## 4 総定員

120名（1学年40名）

## 5 卒業後に取得できる資格等

看護師国家試験受験資格

保健師・助産師学校受験資格

国家公務員一般職試験（大卒程度試験）受験資格

大学編入学資格

専門士（医療専門課程）の称号

## 6 設置の目的

看護に必要な基礎的知識及び技術を修得させ、心豊かな人間性を養い、もって地域社会に貢献しうる有能な人材を育成することを目的とする。

## 7 受験料・入学金・授業料

受験料 10,000円

入学金 80,000円

授業料 180,000円（年額）

## 8 昨年度に実施した主な行事

入学式	令和 4年 4月 8日
学生交流会	令和 4年 5月 6日
	令和 4年 8月 23日
	令和 5年 3月 3日
オープンキャンパス	令和 4年 7月 28日
	令和 4年 8月 18日
防災訓練	令和 4年 8月 23日
特別講演会	令和 4年 8月 24日
宣誓式	令和 4年 10月 28日
推薦・社会人入学試験	令和 4年 12月 11日
一般入学試験	令和 5年 2月 1日
卒業式	令和 5年 3月 3日

## 9 施設概要

敷地面積 11, 213㎡(校舎ほか 5, 842㎡・グラウンド 5, 371㎡)

校舎・講堂兼体育館

構造 鉄筋コンクリート3階建・平屋建

建築面積 2, 047. 99㎡

延床面積 4, 681. 33㎡

# ○西尾市総合福祉センター（福祉課）

- (1) 所在地 西尾市花ノ木町2丁目1番地
- (2) 開設年月日 平成8年5月1日
- (3) 敷地面積 6,439.48㎡
- (4) 建築面積 3,149.66㎡
- (5) 延床面積 9,884.68㎡
- ・本館 鉄骨鉄筋コンクリート造（地下1階、地上5階） 6,026.90㎡
  - ・駐車場 鉄骨造（地下1階、地上3階） 3,701.60㎡
  - ・ポーチ 鉄骨造（平屋） 106.88㎡
  - ・自転車置場 鉄骨造（平屋） 49.30㎡
- (6) 総事業費 3,314,232千円

## 西尾市総合福祉センター利用状況（利用人数）

施設名	令和3年度	令和4年度
老人デイサービスセンター	5,961	4,737
老人福祉センター	19,682	30,549
遊湯ひろば	12,464	17,074
笑楽亭	3,171	7,448
第4・5集会室	4,047	6,027
身体障害者福祉センター	8,655	12,864
第3集会室	4,771	6,844
調理実習室	849	1,482
点字図書室	569	704
創作室	1,624	2,557
作業訓練室	842	1,277
母子福祉センター	11,423	17,633
第6集会室	4,770	6,628
洗心庵	823	1,486
技能習得室	1,091	1,779
こどもひろば	4,739	7,740
療育センター	6,064	6,508
社会福祉センター	14,217	20,865
ふれあいホール	10,812	16,446
第7集会室(家庭児童支援室)	706	718
ボランティアルーム	2,433	3,118
編集室	46	190
ボランティア相談室	152	243

施設名	令和3年度	令和4年度
録音室A・B	68	150
高齢者生きがい活動センター	4,072	6,119
第1集会室	1,741	3,425
第2集会室	2,331	2,694
シルバー人材センター	2,698	2,683
合計	72,772	101,958

## ○西尾市幡豆いきいきセンター（福祉課）

- (1) 所在地 西尾市西幡豆町仲田14番地2  
(2) 開設年月日 平成15年1月6日  
(3) 建築面積 819.67㎡  
(4) 延床面積 1,547.68㎡  
・本館 鉄筋コンクリート造（地上3階）  
(5) 総事業費 561,067千円

### 西尾市幡豆いきいきセンター利用状況（利用人数）

施設名	令和3年度	令和4年度
さわやかルーム1	875	1,096
さわやかルーム2	1,497	2,315
つつじホール	10,141	9,998
クッキングルーム	273	545
すこやかルーム	1,900	2,944
ボランティアルーム	174	401
検診・相談室	1,511	2,179
その他（ロビー）	158	1,252
合計	16,529	20,730

# ○旧軍人遺族等援護（福祉課）

## 1 戦没者追悼式

今日のめざましい発展は、国家存亡の危機に際し、一身を捧げて国難に殉じた西尾市出身の戦没者及び、多数の尊い犠牲者の礎の上にもたらされたものであることに深く思い、追悼の意を表し、恒久平和の誓いを新たにするため、毎年戦没者追悼式を挙げています。

## 2 戦傷病者、戦没者遺族の援護

旧軍人、軍属及び準軍属等の公務上の傷病及び死亡に対し、国家補償の精神に基づき、国等により行われる各種援護事務の受付を行っています。

- ・ 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の受付
- ・ 戦没者等の妻、父母に対する特別給付金の受付
- ・ 戦傷病者等の妻に対する特別給付金の受付
- ・ 戦傷病者手帳の交付及び異動の受付
- ・ 戦傷病者に対する J R 無賃乗車券引換証の交付
- ・ 補装具の支給及び修理の受付

# ○日本赤十字社（福祉課）

博愛社は、明治20年に日本赤十字社と改められ、5月1日が創立記念日となっています。

昭和27年8月に日本赤十字社法が制定され、同年10月に厚生大臣より認可があり、日本赤十字社は社員をもって組織することになり、現在では全家庭の社員加入を目標としています。

日本赤十字社の主な事業には、国内外の災害救護、医療、血液、社会福祉などの事業、ボランティア活動、救急法の普及、青少年赤十字などがあり、幅広い分野で活動しています。

## 1 西尾市地区赤十字社資募集実施状況

一般・法人社資

	令和3年度	令和4年度
目標額	10,985,000	10,833,000
募集実績	9,760,520	9,767,035
目標達成率	88%	90%

## ○献血推進（福祉課）

昭和41年10月西尾市献血推進協議会が設立されて以来、小中学校区及び企業を対象とした献血を実施しています。また、血液センターと協力して広報活動にも力を入れています。

献血状況

	令和3年度	令和4年度
献血実施回数	58回	64回
献血参加者数	3,402人	2,862人
献 血 単 位	6,076単位 (400ml 2,962本、200ml 152本)	5,078単位 (400ml 2,467本、200ml 144本)

## ○骨髓提供者等助成（福祉課）

市内に住む骨髓又は末梢血幹細胞（以下「骨髓等」）の提供者及び提供者が勤務する事業所に対して、西尾市骨髓提供者等助成金交付要綱に基づき、通院又は入院に要した日数に応じて、提供者に20,000円/日、事業所に10,000円/日の助成金が支給されます。（1回の骨髓等の提供につき7日以内）

## ○災害扶助（福祉課）

### 1 被災者生活再建支援金

市内で住居の滅失が10世帯以上に達するなどの大規模自然災害が発生した場合、被災者生活再建支援法に基づき、住宅の被害程度や再建方法に応じて最大300万円が支給されます。また、被災者生活再建支援法による支援の対象とならない災害においても、西尾市被災者生活再建支援金支給要綱に基づき、同額の支援金が支給されます。

### 2 災害弔慰金

市内で住居の滅失が5世帯以上の自然災害及び県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害等により死亡したとき、生計維持者が死亡した場合は500万円、その他（非生計維持者）が死亡した場合は250万円が支給されます。

### 3 災害障害見舞金

市内で住居の滅失が5世帯以上の自然災害及び県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害等により負傷し、又疾病にかかり、精神又は身体に西尾市災害弔慰金の支給等に関する条例第9条に定める障害があるとき、生計維持者には250万円、その他（非生計維持者）には125万円が支給されます。

### 4 災害援護資金

県内において、災害救助法が適用された市町村が1以上ある自然災害により、世帯主が負傷（1か月以上）または、住居や家財に被害を受けた世帯に、150万円から350万円までを被害の種類及び程度に応じて貸し付けます。（所得制限あり）

貸付限度額 350万円（被害の程度により決定）

償還期間 10年

利 率 無利子（保証人を立てない場合は3%）

据置期間 3年（特別の事情がある場合は5年）

※据置期間中は無利子

### 5 災害見舞金

災害によって被害を受けた世帯に対して、その被害の状況に応じて次表のとおり災害見舞金を支給します。

○災害見舞金支給額

被害の種類及び程度		金額
死亡又は死亡したと推定される時		100,000円
入院加療	1週間以上	15,000円
	1か月以上	25,000円
	3か月以上	30,000円
全 焼	準世帯	15,000円
	1人世帯	30,000円
	2～4人世帯	45,000円
	5人以上世帯	60,000円
半 焼	準世帯	10,000円
	1人世帯	20,000円
	2～4人世帯	30,000円
	5人以上世帯	40,000円
床上浸水	準世帯	6,000円
	普通世帯	10,000円

※ 準世帯とは、学校、工場等の寄宿舍、寮、合宿所等に居住する方をいいます。

※ 普通世帯とは、準世帯以外の世帯をいいます。

## ○内職相談（福祉課）

家計の一助となるため、内職についての相談及び斡旋を行っています。

- 1 日 時 毎週金曜日 午前10時～午後3時
- 2 場 所 西尾市総合福祉センター 相談室
- 3 相談状況

	令和3年度	令和4年度
相談件数	223件	216件
斡旋件数	28件	22件

## ○民生委員・児童委員（福祉課）

民生委員法及び児童福祉法に基づき厚生労働大臣から委嘱され、地域と行政とのパイプ役として社会福祉の増進に努めていただいております。

### 1 職務

#### (1) 民生委員法第14条第1項抜粋

- ア 住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと。
- イ 援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと。
- ウ 援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行うこと。
- エ 社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
- オ 社会福祉法に定める福祉に関する事務所その他の関係行政機関の業務に協力すること。

#### (2) 児童福祉法第17条第1項抜粋

- ア 児童及び妊産婦につき、その生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握しておくこと。
- イ 児童及び妊産婦につき、その保護、保健その他福祉に関し、サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助及び指導を行うこと。
- ウ 児童及び妊産婦に係る社会福祉を目的とする事業を経営する者又は児童の健やかな育成に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
- エ 児童福祉司又は福祉事務所の社会福祉主事の行う職務に協力すること。
- オ 児童の健やかな育成に関する気運の醸成に努めること。
- カ 前各号に掲げるもののほか、必要に応じて、児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行うこと。



## 2 組織

10地区 定数239人

令和5年4月1日現在

地区名	定数	地区名	定数
北部地区	35人	福地地区	12人
南部西小地区	20人	東部地区	18人
南部花小地区	15人	一色地区	39人
平坂地区	24人	吉良地区	33人
寺津地区	14人	幡豆地区	29人

# ○社会福祉法人 西尾市社会福祉協議会

## 職員体制

令和5年4月1日現在

<常務理事兼務>

事務局長  
《統括会計責任者》  
(以下125名)

総務地域課長 — 総務地域課長補佐

《総合福祉センター館長》  
《社会福祉センター所長》  
《老人福祉センター所長》  
《身体障害者福祉センター所長》  
《母子福祉センター所長》  
《結婚相談所長》  
《会計責任者》  
(以下20名)

《成年後見センター所長》  
《出納責任者》

**総務担当** (8名)

主任 — 主事  
総合福祉センター担当  
管理員 6名

**人事・財務担当** (3名)  
主任主査 — 主事  
《会計職員》  
事務員

**企画・地域福祉担当** (5名)  
主査 — 主事  
老人福祉センター担当  
介助員  
母子福祉センター担当  
事務員  
身体障害者福祉センター担当  
指導員

**生活支援担当** (2名)  
日常生活自立支援担当 生活福祉資金担当  
主任 — 主事

介護サービス課長

《老人デイサービスセンター所長》  
《寺津デイサービスセンター所長》  
《地域包括支援センター東部・八ツ面所長》  
(以下43名)

**ホームヘルパー担当** (6名)

主査 2名 — ホームヘルパー 3名  
事務員

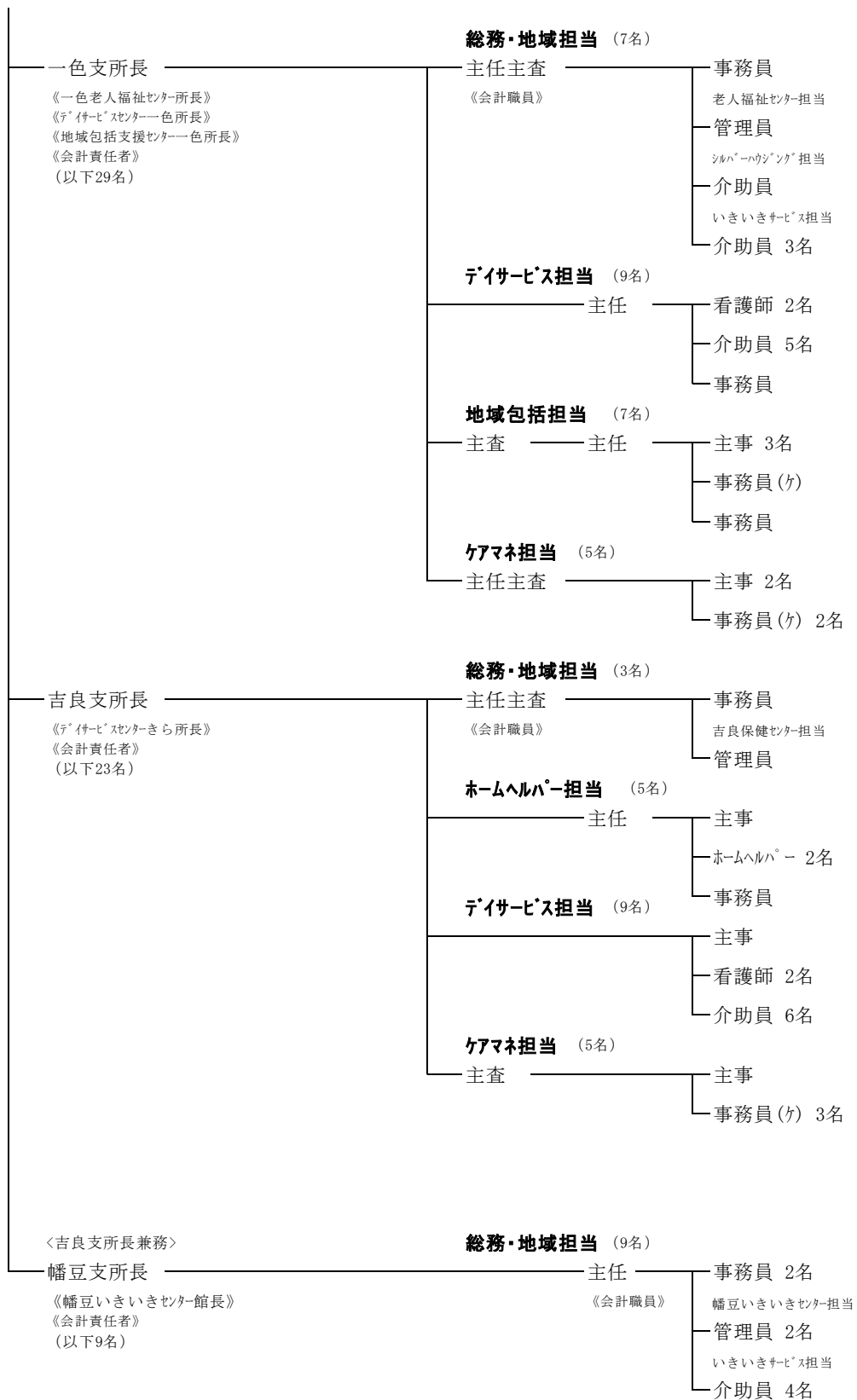
**デイサービス担当** (19名)  
老人デイサービスセンター担当  
主任主査 — 主査 — 主事  
看護師 2名  
介助員 6名  
寺津デイサービスセンター担当  
主査 — 看護師  
介助員 6名

**ケアマネ担当** (6名)  
主任主査 — 主査 — 主事  
事務員(ケ) 2名  
事務員

**障がい支援担当** (5名)  
主任主査 — 主任 2名 — 事務員(相) 2名

**地域包括担当** (6名)  
主査 2名 — 主任 — 主事 2名  
事務員(ケ)

**介護サービス総務担当**  
<デイサービス担当主任主査及びケアマネ担当主任主査>  
主任主査 2名



※(ケ)…介護支援専門員、(相)…相談支援専門員

## 事業内容

西尾市社会福祉協議会では、「地域のつながりが生み出す生きがいあふれるまち 西尾」を基本理念に、西尾市と共同で策定した第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画に基づき、計画的な地域福祉の推進に努めています。

令和4年度は、福祉課題や生活課題を有する市民が地域で孤立することなく、支え合いながら暮らせる「地域共生社会の実現」の仕組みづくりを検証し、福祉制度等に対する理解を深めました。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により休業や失業によって収入が減少した世帯に対し、生活福祉資金の貸付や、一時的な食糧支援としてフードバンク事業を活用するなど、生活の再建に向けた支援を行いました。

介護保険事業では、他の事業所との競争の激化や、介護従事者の不足による厳しい経営環境を鑑み、危機管理の徹底に努めると共に、居宅介護支援事業所の統合の見直し、感染症対策の強化に取り組み、財政状況の安定化に向けた取り組みを行いました。

その他、多くの市民の皆様と関係諸団体の理解と協力を得て、次のとおり事業を実施しました。

※は新型コロナウイルス感染症の影響による

### 1 活動振興事業

- (1) 会員募集（市内全戸を目標に福祉への参加を呼びかけ）
- (2) 各支部（町内会校区）に福祉活動費援助
- (3) 福祉団体の事業に協力し、育成と振興をはかるため補助金を交付
- (4) 西尾市社会福祉大会
- (5) 広報紙「社協だより」を発行（年4回市内全戸配布）
- (6) ホームページ等による情報発信

### 2 高齢者福祉事業

#### (1) いきいきサービス事業

（単位：人）

区分	事業所	3年度			4年度		
		幡豆	一色	合計	幡豆	一色	合計
実人数		29	19	48	46	18	64
延人数		1,041	712	1,753	1,642	835	2,477

## (2) 居宅介護支援事業

ア 要介護状態区分別・ケアプラン作成状況(延件数)

3年度 (単位：件)

事業所 区分	指定居宅介護 支援事業所	ケアプランセンター きら	合計
要介護1	883	1,605	2,488
要介護2	443	1,221	1,664
要介護3	249	476	725
要介護4	151	414	565
要介護5	64	208	272
合計	1,790	3,924	5,714

4年度 (単位：件)

事業所 区分	指定居宅介護 支援事業所	ケアプランセンター きら	合計
要介護1	816	1,603	2,419
要介護2	491	1,042	1,533
要介護3	255	432	687
要介護4	135	402	537
要介護5	67	176	243
合計	1,764	3,655	5,419

## (3) 一般事業

- ア 西尾市シニアグラウンド・ゴルフ大会
- イ 西尾市ゆうあいスポーツ大会 ※中止
- ウ 西尾市高齢者趣味の作品展
- エ ふれあい懇談会 ※中止
- オ ほがらか食事会 ※中止
- カ 西尾市老人クラブ連合会の育成、援助

## (4) 老人福祉センター事業

ア 西尾市老人福祉センター

(ア) 教養講座の開催

区分	3年度	4年度
開講数(講座)	※中止	1
参加延人数(人)		53

(イ) センター施設の管理運営(実績は、91ページ「西尾市総合福祉センター利用状況」)

イ 一色老人福祉センター

(ア) 催しの開催

(イ) センター施設の管理運営

区 分	3年度 (延人数)	4年度 (延人数)
風 呂 (人)	2,533	4,355
大広間 (人)	1,018	3,653
和 室 (人)	47	333
カラオケ室 (人)	25	427
開館日数 (日)	133	243

### 3 障がい児・者福祉事業

#### (1) 一般事業

- ア 障害者ふれあいレクリエーション大会 ※中止
- イ 重度障害者交流事業
- ウ 障害児・者社会見学
- エ 障がい児者のための音楽教室
- オ いきいき・ふくふく講座「書こう会」
- カ 障がい児・者交流事業
- キ 福祉団体レクリエーションスポーツ大会 ※中止
- ク 西尾市身体障害者福祉協会、西尾市障害者福祉団体連合会の育成・援助

#### (2) 身体障害者福祉センター事業

- ア 講座の開催 (実績は、30ページ)

### 4 児童、母子・父子福祉事業

#### (1) 一般事業

- ア ひとり親家庭親子クリスマス会
- イ ひとり親家庭親子一日郊外学習
- ウ 準要保護家庭児童・生徒に校外活動費援助
- エ 赤い羽根文庫の設置
- オ 赤い羽根子供広場の遊具補修、点検
- カ 西尾市母子寡婦福祉会の育成、援助
- キ 福祉まるごとまるっと体験塾
- ク みんないっぺんきてみて講座

#### (2) 母子福祉センター事業

- ア 教養講座の開催

区 分	3年度	4年度
開講数 (講座)	4	5
参加延人数 (人)	35	71

- イ こどもひろば利用状況 (実績は、91ページ「西尾市総合福祉センター利用状況」)  
日時…月～金曜日 午前9時～午後5時、土・日曜日 午前9時～午後4時30分  
場所…西尾市総合福祉センター(4階)

## 5 地域福祉活動推進事業

### (1) 「いきいきサロン」の運営

(健康体操、レクリエーション、児童・高齢者の世代間交流等を実施)

地区	区分	3年度		4年度	
		運営数(か所)	参加延人数(人)	運営数(か所)	参加延人数(人)
西尾		9	889	17	1,594
一色		6	1,426	7	2,055
吉良		11	1,407	12	2,056
幡豆		2	307	2	408
合計		28	4,029	38	6,113

### (2) 一般事業

ア にしお福祉まつり

イ 子ども食堂への支援

### (3) 緊急時生活支援事業(買い物支援)

区分	3年度	4年度
利用者数(人)	15	19
支援回数(件)	19	25

## 6 ボランティア活動振興事業

### (1) ボランティアセンター活動事業の推進

ア ボランティア講座の開催

区分	3年度	4年度
開講数(講座)	2	3
参加延人数(人)	22	93

イ ボランティアリーダー研修会

ウ 青少年等ボランティア福祉体験学習

エ ボランティアのつどい

オ 福祉実践教室

区分	3年度	4年度
開催数(回)	8	12
参加者数(人)	744	928

カ ボランティアセンター運営委員会

キ 西尾市ボランティア連絡協議会・ボランティア団体の育成、援助

## (2) ボランティア団体登録状況

ボランティアの種類	活 動 内 容	3年度		4年度	
		団体数 (団体)	登録人数 (人)	団体数 (団体)	登録人数 (人)
高齢者関係	在宅の高齢者のための活動等	12	467	12	467
障害児者関係	在宅の障害児者のための活動等	15	208	14	189
児童・子育て支援・青少年関係	子育て支援や読みきかせ等子どものための活動等	18	1,146	19	1,148
施設援助関係	福祉施設における活動等	19	275	18	259
その他地域活動関係	清掃奉仕や防災・災害救援の活動等	40	2,675	44	2,479
NPO法人	障害者支援、子育て支援、まちづくりに関する活動等	2	76	4	98
合 計		106	4,847	111	4,640

## (3) ボランティア相談利用状況

区 分	3年度	4年度
開催日数 (日)	150	192
利用延件数 (件)	129	193

## 7 地域包括支援センター事業

### (1) 相談事業

#### ア 実態把握

(単位：件)

事業所 区分	3年度			4年度		
	地域包括 支援センター 東部・八ツ 面	地域包括 支援センター 一色	合計	地域包括 支援センター 東部・八ツ 面	地域包括 支援センター 一色	合計
実態把握延件数	77	106	183	54	75	129

#### イ 相談件数

(単位：件)

事業所 区分 (対象者、内容)	3年度			4年度		
	地域包括 支援センター 東部・八ツ面	地域包括 支援センター 一色	合計	地域包括 支援センター 東部・八ツ面	地域包括 支援センター 一色	合計
総合相談(要支援未滿、介護保険認定関係等の相談)	750	668	1,418	863	846	1,709
権利擁護(65歳以上の高齢者・各関係機関、権利擁護・高齢者虐待等の相談)	11	80	91	40	41	81
包括的・継続的ケアマネジメント支援(65歳以上の高齢者・各関係機関、介護支援専門員への対応)	54	37	91	55	49	104
合 計	815	785	1,600	958	936	1,894



## (2) 介護予防ケアマネジメント

ア 対象者 要支援認定者、総合事業対象者

イ 介護予防ケアマネジメント作成状況 (単位：件)

区分	事業所	3年度			4年度		
		地域包括 支援センター 東部・八ツ面	地域包括 支援センター 一色	合計	地域包括 支援センター 東部・八ツ 面	地域包括 支援センター 一色	合計
ケアマネジメント 作成延件数		481	581	1,062	478	532	1,010

## (3) 介護予防支援

ア 対象者 要支援認定者

イ 介護予防プラン作成状況 (単位：件)

区分	事業所	3年度			4年度		
		地域包括 支援センター 東部・八ツ面	地域包括 支援センター 一色	合計	地域包括 支援センター 東部・八ツ面	地域包括 支援センター 一色	合計
プラン作成延件数		1,503	1,721	3,224	1,611	1,839	3,450

## (4) シルバー元気教室開催

ア 対象者 一般高齢者

イ 利用延人数 (単位：人)

区 分	3年度	4年度
三和地区	258	358
八ツ面地区	568	995
室場地区	212	284
池田地区	148	215
前野地区	123	204
一色地区	282	303
合 計	1,591	2,359

## (5) 会議開催状況

ア 地域ケア会議 (単位：回)

区 分	3年度	4年度
地域包括支援センター東部・八ツ面	9	9
地域包括支援センター一色	13	12
合 計	22	21

## (6) 包括的支援強化事業

ア 地域包括支援センター東部・八ツ面

(ア) 粋な西尾道場事業

(イ) おとなの遠足～公共バスの旅～くるりんバス・いこまいかーの乗車体験をしよう

(ウ) ポールウォーキングで理想のライフスタイルを手に入れよう

イ 地域包括支援センター一色

(ア) 粋な一色道場事業

- (イ) オレンジミーティング一色
- (ウ) 一色地区 児童・生徒向け「高齢者への思いやり推進授業」の支援
- (エ) 豊かに老い、美しく人生を修めよう 修活サポート事業
- (オ) 松木島サロン立ち上げ 運営支援

(7) 認知症地域支援・ケア向上事業 (単位：件)

事業所 区分	3年度			4年度		
	地域包括 支援センター 東部・八ツ面	地域包括 支援センター 一色	合計	地域包括 支援センター 東部・八ツ面	地域包括 支援センター 一色	合計
総合相談	134	169	303	109	217	326

8 相談支援事業 (障害児・者等)

(1) 相談支援延件数 (単位：件)

障害区分	3年度	4年度	障害区分	3年度	4年度
身体	3,720	4,675	発達障害	349	371
重症心身障害	957	899	高次脳	17	10
知的	280	288	難病	106	108
精神	109	115	その他	55	103
			合計	5,593	6,569

(2) 会議開催状況 (単位：回)

3年度	4年度
28	44

(3) サービス等利用計画

区分	3年度	4年度
作成延件数 (件)	393	450
契約者数 (人)	145	150

9 日常生活自立支援事業

(1) 福祉サービス利用状況

ア 契約者数 (単位：人)

区分	3年度	4年度
認知症高齢者	16	19
精神障害者	15	19
知的障害者	5	5
合計	36	43

(2) 相談・支援延件数 (単位：件)

3年度	4年度
1,191	1,284

(3) 主な援助の内容

福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理、公共料金・税金等の支払、預貯金の払い戻し、

## 1 0 指定管理事業

### (1) 総合福祉センター会館管理事業

ア 利用状況（実績は、91・92ページ「西尾市総合福祉センター利用状況」）

イ 総合福祉センター運営委員会開催

### (2) 幡豆いきいきセンター会館管理事業

ア 利用状況（実績は、92ページ「西尾市幡豆いきいきセンター利用状況」）

## 1 1 生活援護事業

### (1) 被災世帯への見舞金援助（単位：件）

区 分	3年度	4年度
火災	10	8
床上浸水	0	23

### (2) フードバンク実績（単位：件）

3年度	4年度
16	51

### (3) 生活福祉資金の貸付（単位：件）

区 分	3年度	4年度
相談	277	333
（内、貸付）	1	3

### (4) 新型コロナウイルスに係る特例貸付

ア 緊急小口資金（3年度）

	相談延件数(件)	貸付件数(件)	貸付額(円)
西 尾	1,345	228	44,450,000
一 色	134	39	7,800,000
吉 良	96	40	7,850,000
幡 豆	44	15	3,000,000
合 計	1,619	322	63,100,000

イ 総合支援資金（3年度）

	相談延件数(件)	貸付件数(件)	貸付額(円)
西 尾	1,497	342	184,500,000
一 色	313	79	44,520,000
吉 良	116	60	30,250,000
幡 豆	67	20	10,950,000
合 計	1,993	501	270,220,000

ア 緊急小口資金 (4年度)

	相談延件数(件)	貸付件数(件)	貸付額(円)
西尾	768	104	20,650,000
一色	77	12	2,400,000
吉良	35	21	4,200,000
幡豆	13	1	200,000
合計	893	138	27,450,000

イ 総合支援資金 (4年度)

	相談延件数(件)	貸付件数(件)	貸付額(円)
西尾	524	109	59,100,000
一色	71	14	7,950,000
吉良	34	15	8,700,000
幡豆	13	2	900,000
合計	642	140	76,650,000

(5) 歳末たすけあい募金配分事業

3年度配分実績

収入	実績額	支出	人数(件数)	実績額
歳末たすけあい募金配分金	8,625,507	重度心身障害児者慰問金配付	413人	2,065,000
繰越金	-	市内福祉施設通所・入所者慰問金配付	583人	2,915,000
社会福祉協議会	-	市外福祉施設入所者慰問金配付	33人	165,000
一般募金配分金	1,373,839	高齢者通いの場及び いきいきサロン事業助成	61件	610,000
		市遺児手当受給者図書カード配付	961件	2,883,000
		施設等助成	14件	450,000
		赤い羽根文庫助成	3件	75,000
		歳末配分事業事務費		355,346
		共同募金活動事務推進費 (市共同募金委員会)		481,000
合計	9,999,346	合計	2,068	9,999,346

4年度配分実績

収入	実績額	支出	人数(件数)	実績額
歳末たすけあい募金配分金	8,481,398	重度心身障害児者慰問金配付	387人	1,935,000
繰越金	-	市内福祉施設通所・入所者慰問金配付	596人	2,980,000
社会福祉協議会	-	市外福祉施設入所者慰問金配付	31人	155,000
一般募金配分金	505,658	高齢者通いの場及び いきいきサロン事業助成	78件	780,000
		市遺児手当受給者図書カード配付	946人	1,892,000
		施設等助成	17件	375,000
		赤い羽根文庫助成	3件	82,000
		歳末配分事業事務費		356,056
		共同募金活動事務推進費 (市共同募金委員会)		432,000
合計	8,987,056	合計	2,058	8,987,056

## 1 2 貸出事業

### (1) 福祉車輛貸出事業

(単位：件)

種類・地区		3年度	4年度
電動スロープ付自動車	西尾	70	112
スロープ付軽自動車	西尾	121	220
	一色	132	101
	吉良	93	73
	幡豆	46	43
合 計		462	549

### (2) 車いす貸出事業 (単位：件)

地区	3年度	4年度
西尾	390	430
一色	78	76
吉良	51	78
幡豆	61	63
合計	580	647

## 1 3 相談事業

### (1) 結婚相談事業

- ア 相談所開催状況      日 時      毎月第1・3日曜日、毎週火曜日 午後1時～4時  
 場 所      西尾市総合福祉センター（4階 相談室）
- イ 相談員      社協委嘱相談員 8名
- ウ 相談実績

区 分		3年度	4年度
新規(更新) 登録者数(人)	男性	40	30
	女性	16	16
	合計	56	46
相談者延人数(人)	男性	532	493
	女性	241	252
	合計	773	745
開催日数(日)		58	71

## 1 4 ホームヘルパー派遣事業

### (1) ホームヘルパー派遣状況

ア 介護保険・介護予防

3年度

(1時間未満切捨)

区分		事業所	指定 ホームヘルパー ステーション	ヘルパーステーション きら	合 計
要 介 護 者	身体 介護	派遣回数(回)	6,776	4,993	11,769
		派遣時間(時間)	4,411	3,375	7,786
	生活 援助	派遣回数(回)	2,586	1,612	4,198
		派遣時間(時間)	2,709	1,509	4,218
	身体 ・ 生活	派遣回数(回)	4,570	2,859	7,429
		派遣時間(時間)	4,775	2,973	7,748
	小 計	派遣回数(回)	13,932	9,464	23,396
		派遣時間(時間)	11,895	7,857	19,752
事業 対象 者	生活 援助	派遣回数(回)	3,163	1,813	4,976
		派遣時間(時間)	2,369	1,487	3,856
総 合 計	派遣回数(回)	17,095	11,277	28,372	
	派遣時間(時間)	14,264	9,344	23,608	
利用者数(人)			1,266	927	2,193

4年度

(1時間未満切捨)

区分		事業所	指定 ホームヘルパー ステーション	ヘルパーステーション きら	合 計
要 介 護 者	身体 介護	派遣回数(回)	7,227	5,621	12,848
		派遣時間(時間)	5,335	3,957	9,292
	生活 援助	派遣回数(回)	1,680	1,342	3,022
		派遣時間(時間)	1,540	1,245	2,785
	身体 ・ 生活	派遣回数(回)	5,151	1,967	7,118
		派遣時間(時間)	5,345	2,027	7,372
	小 計	派遣回数(回)	14,058	8,930	22,988
		派遣時間(時間)	12,220	7,229	19,449
事業 対象 者	生活 援助	派遣回数(回)	1,932	1,347	3,279
		派遣時間(時間)	1,291	1,101	2,392
総 合 計	派遣回数(回)	15,990	10,277	26,267	
	派遣時間(時間)	13,511	8,330	21,841	
利用者数(人)			1,186	870	2,056

## イ 障害者総合支援

(1時間未満切捨)

事業所 区分	3年度			4年度		
	指定居宅 介護事業所	居宅介護 事業所きら	合計	指定居宅 介護事業所	居宅介護 事業所きら	合計
派遣回数(回)	3,693	344	4,037	3,923	278	4,201
派遣時間(時間)	3,579	419	3,998	3,812	328	4,140
利用者数(人)	378	45	423	462	55	517

## ウ 養育支援

(1時間未満切捨)

事業所 区分	3年度			4年度		
	指定ホームヘル パーステーション	ヘルパー ステーションきら	合計	指定ホームヘル パーステーション	ヘルパー ステーションきら	合計
派遣回数(回)	39	0	39	0	0	0
派遣時間(時間)	56	0	56	0	0	0
利用者数(人)	8	0	8	0	0	0

## エ ひとり親家庭等日常生活支援

(1時間未満切捨)

事業所 区分	3年度			4年度		
	指定ホームヘル パーステーション	ヘルパー ステーションきら	合計	指定ホームヘル パーステーション	ヘルパー ステーションきら	合計
派遣回数(回)	37	0	37	30	3	33
派遣時間(時間)	82	0	82	41	6	47
利用者数(人)	9	0	9	4	1	5

## 15 デイサービスセンター事業

## (1) デイサービスセンター利用状況

## ア 介護保険・介護予防

3年度

(単位:人)

事業所 区分	寺津		デイサービスセンター 一色	デイサービスセンター きら	合計
	デイサービスセンター	デイサービスセンター			
要介護者	5,099	3,099	3,789	3,297	15,284
要支援者 事業対象者	703	363	349	157	1,572
合計	5,802	3,462	4,138	3,454	16,856

4年度

(単位:人)

事業所 区分	寺津		デイサービスセンター 一色	デイサービスセンター きら	合計
	デイサービスセンター	デイサービスセンター			
要介護者	4,069	2,401	3,800	3,391	13,661
要支援者 事業対象者	614	150	296	169	1,229
合計	4,683	2,551	4,096	3,560	14,890

## 1 6 高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）生活援助員派遣事業

### (1) 実績

ア 入居者 16世帯 19名

イ 安否確認（延件数） (単位：件)

区 分	3年度	4年度
訪 問	759	1,378
電 話	2,001	992
その他	79	67
合 計	2,839	2,437

ウ 緊急通報装置対応・入居者相談（延件数） (単位：件)

区 分	3年度	4年度
誤 報	4	8
通 報	4	0
相 談	52	45
合 計	60	53

## 1 7 成年後見センター事業

### (1) 相談支援延件数 (単位：件)

区 分	3年度	4年度
認知症高齢者	39	41
認知症以外高齢者	8	21
知的障害者	11	16
精神障害者	12	8
身体障害者	1	2
高次脳機能障害者	1	1
その他	8	4
合 計	80	93

### (2) 相談支援内容 (単位：件)

区 分	3年度	4年度
制度概要	47	46
申立て手続き	19	30
判断能力・診断書・鑑定書	1	1
その他	18	28
合 計	85	105

### (3) 会議等開催状況

ア 成年後見センター研修会

イ ケース検討会議開催

ウ 運営委員会開催



(4) 法人後見受任 (単位：件)

区 分	3年度	4年度
受任件数	5	9

1 8 共同募金委員会及び善意銀行への協力

(1) 共同募金実績 (単位：円)

区 分		3年度	4年度	区 分		3年度	4年度
一 般 募 金	戸別募金	11,004,061	10,955,940	歳 末 た す け あ い 募 金	戸別封筒募金	7,620,228	7,588,616
	街頭募金	※中止	※中止		その他の募金	1,005,279	892,782
	法人募金	3,449,100	3,288,280		小 計	8,625,507	8,481,398
	学校募金	472,625	486,263		合 計	24,337,710	24,338,585
	職域募金	494,285	422,707				
	その他の募金	292,132	703,997				
	小 計	15,712,203	15,857,187				

(2) 善意銀行実績

ア 預託金

区 分	3年度		4年度	
	件数 (件)	金額 (円)	件数 (件)	金額 (円)
一般預託金	13	900,483	13	533,629
指定預託金	6	7,300,000	2	300,000
合 計	19	8,200,483	15	833,629

イ 預託物品

区 分	3年度	4年度
預託物品 (件)	37	29

ウ 愛の援護資金の貸付

区 分	3年度	4年度
相談件数 (件)	213	234
貸付件数 (件)	27	31

※西尾市共同募金委員会

赤い羽根共同募金を中心とした国民助け合い募金運動を、街頭・戸別・職域・学校・法人などで行い、市民一人一人からの尊い心の結晶（寄附金）は、社会福祉の向上に役立っています。

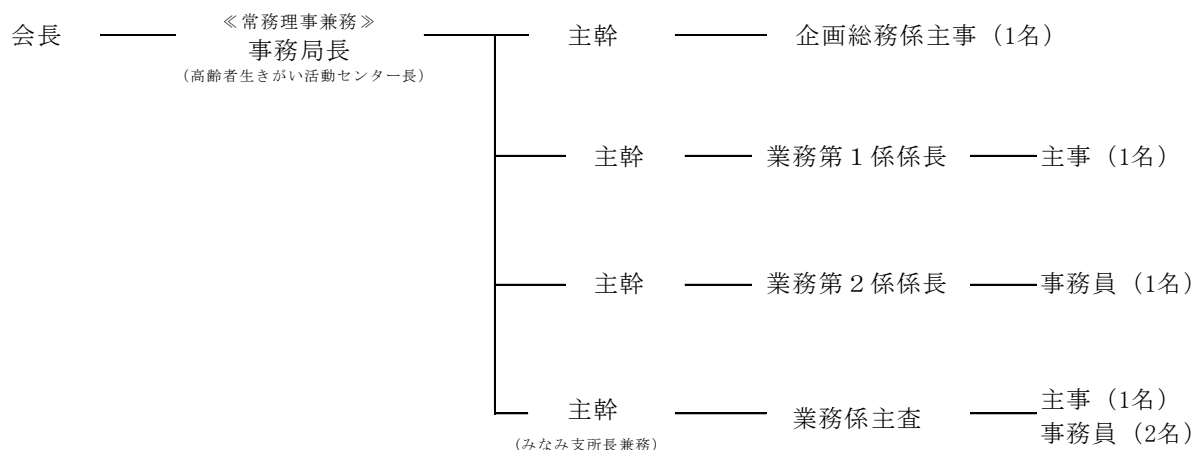
※西尾善意銀行

この銀行の業務は、市民の善意を預託（寄附すること）・貸付け（貸し与えること）という銀行用語を用いて、皆さんからの善意を積み立て、これを必要とする人達に貸し付けるものであり、必要に応じて預託者の意志に従い適切に貸付けを行います。主な貸付け対象者は、被災世帯・交通遺児・福祉施設等が考えられます。

# ○公益社団法人 西尾市シルバー人材センター

## 1 組織と体制

令和5年4月1日現在



## 2 業務内容

- (1) 就業機会の確保と組織的提供事業 (請負、委任)
- (2) 有料職業紹介事業 (雇用)
- (3) 労働者派遣事業 (派遣)
- (4) 知識及び技能の付与を目的とした講習の実施事業
- (5) 調査研究及び相談を行う事業
- (6) 安全かつ適正な就業を推進するための事故防止の啓発等の実施事業
- (7) センターの活動等について周知を図る事業
- (8) その他センターの目的を達成するために必要な事業

就業を通じて自己の労働能力を活用し、自らの生きがいの充実や社会参加等を希望する高齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図るとともに、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的として、高齢者の就業の機会を確保し、及び組織的に提供をしている。

### 3 令和4年度実績

#### (1) 会員状況

会員数

男	767人	女	496人	計	1,263人
---	------	---	------	---	--------

平均年齢

男	74.3才	女	74.6才	全体	74.4才
---	-------	---	-------	----	-------

年齢別構成

(単位：人)

	60才未満	60～64才	65～69才	70～74才	75～79才	80才以上	計
男	0	24	135	278	211	119	767
女	0	31	68	160	151	86	496
計	0	55	203	438	362	205	1,263

入退会会員の入退会動機

(単位：人)

入 会		退 会	
生きがい、社会参加	53	病 気	72
仲間作り	9	シルバーを通じて就職	1
時間的余裕	51	その他で就職	21
健康維持・増進	44	死 亡	9
経済的理由	29	転 居	5
そ の 他	3	希望する仕事がない	14
計	189	就業機会なし	7
		家庭の事情	13
		会費未納	8
		加 齢	28
		センター運営に対する不満	3
		そ の 他	5
		計	186

#### (2) 事業実績

受託件数	就業実人員	就業延人員	配分金	就業率
10,580件	1,015人	140,056人	522,649,626円	80.3%